

第1章

熊本県における男女共同参画社会づくりの状況

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、すべての人が個性と能力を発揮できる社会であり、そのような社会を実現するためには、幅広い分野にまたがる様々な課題を一つ一つ解決していかなければなりません。

ここでは、第4次熊本県男女共同参画計画の体系に基づき、様々な統計を用いながらその進捗状況を明らかにし、現状における課題を抽出します。

| | |
|-----------------------------|----|
| ○男女共同参画社会実現に向けた動き | 1 |
| ○第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方 | 2 |
| 第1 熊本県の人口・人口構成等 | 5 |
| 第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状 | |
| I あらゆる分野における女性の活躍推進 | 10 |
| II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革 | 22 |
| III 安全・安心な暮らしの実現 | 31 |
| IV 推進体制の充実・連携強化 | 38 |

男女共同参画社会実現に向けた動き

1 国の動き

近年、経済や情報のグローバル化に伴う諸外国との競争激化、国内の人口減少や少子高齢化等による家庭生活や地域社会の多様化など急速に変化する中、長期停滞に陥っている経済状況を安定した成長軌道に乗せ、豊かさを実感できる社会を実現する必要があります。

そのため、国は「日本再興戦略（平成25年6月策定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組を推進するとともに、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を公布・施行しました。

本法においては、女性の登用を促すため、大企業や国、地方自治体に数値目標の設定や公表を義務付けています。

また、平成27年度は第3次男女共同参画基本計画の最終年度であったため、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定めた、平成28年度から5年間の第4次男女共同参画基本計画の策定が行われたところです。

2 本県の動き

本県においても、平成26年8月、県内の経済界をはじめとする関係機関・団体など産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍を更に加速化させるため、企業トップセミナーや女性経営参画塾、女性の起業セミナーなど様々な事業を進めています。

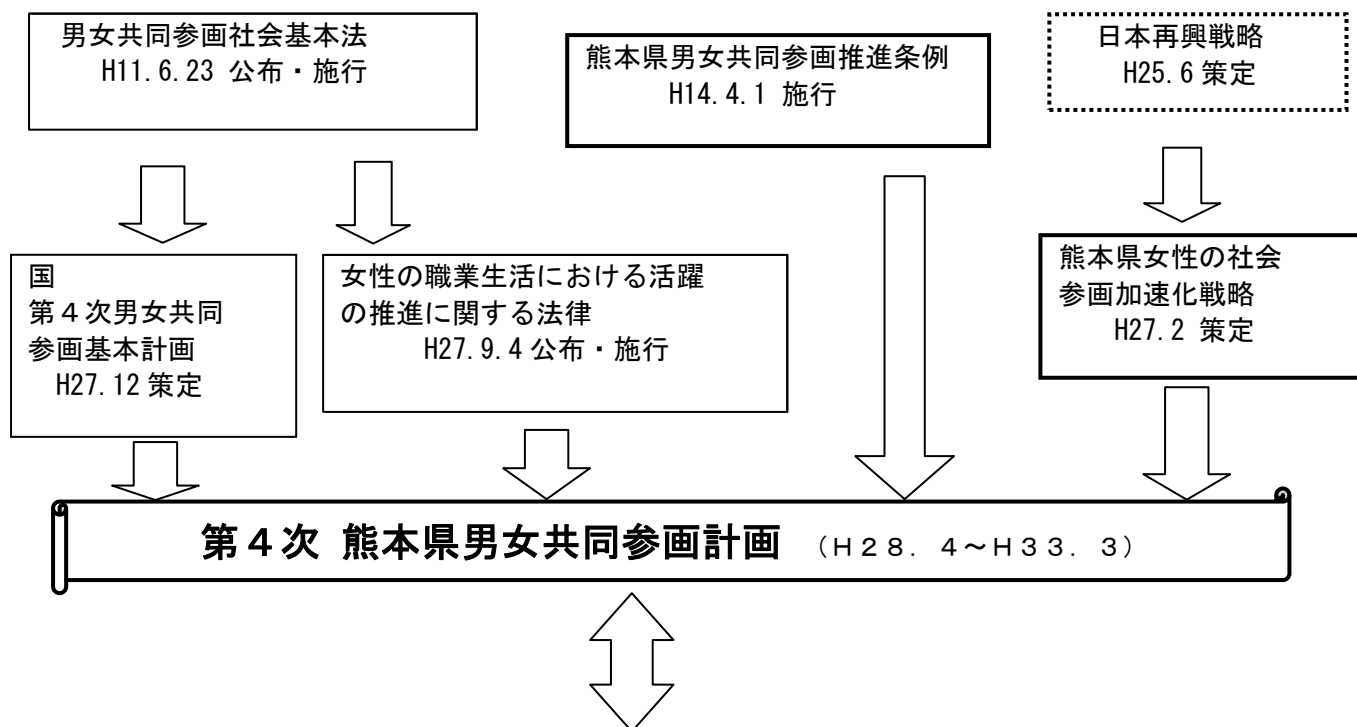
この会議では、経済・労働分野における女性の社会参画加速化の施策を本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトとして位置付けており、企業で働く女性の社会参画の加速化及び男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを推進していくことで、本県のあらゆる分野に波及していくことをめざしています。

また、当会議においては、女性の社会参画を加速化するうえでの課題である「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の遅れ」及び「固定的性別役割分担意識」などに対応し、『熊本が変わる』ため、『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成27年2月に策定しました。

第4次熊本県男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び熊本県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく、県における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画であり、国の第4次男女共同参画基本計画及び熊本県女性の社会参画加速化戦略等を踏まえて策定しました。



～ 第4次計画関連の主な計画等 ～

- * 熊本復旧・復興4カ年戦略
 - * 熊本県労働・人材育成計画
 - * 熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン
 - * 熊本県特定事業主行動計画
 - * 熊本県DV対策基本計画
 - * 熊本県人権教育・啓発基本計画
 - * 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画
 - * 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進構想
 - * くまもと子ども・子育てプラン
 - * くまもと「夢への架け橋」教育プラン
 - * 熊本県地域福祉支援計画
 - * 熊本県保健医療計画
 - * 熊本県健康増進計画
 - * 熊本県障がい者計画
- など

2 計画期間

平成28年4月から平成33年3月までの5カ年間

3 基本目標

『男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現』

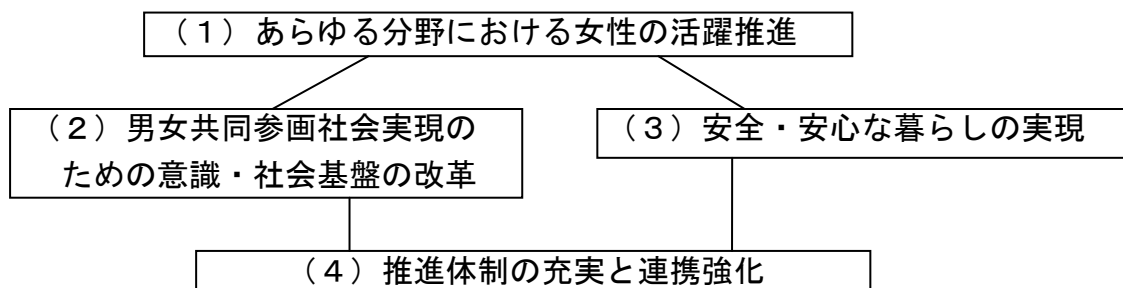
第3次熊本県男女共同参画計画の基本目標である「男女がともに自立し、支え合う社会の実現」及び、本県における男女共同参画のリーディングプロジェクトと位置付け策定した『熊本県女性の社会参画加速化戦略』の方向性「①固定的性別役割分担意識のない社会、②男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」を踏まえて、第4次熊本県男女共同参画計画の目標とします。

4 重点目標

急激に地域社会が変化する中で、男女がともに自立し支え合う、多様性に富んだ活力ある社会を実現するためには、政治・行政、経済・雇用及び農林水産分野並びに地域での「あらゆる分野における女性の活躍の推進」が重要となります。

そのためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担の解消だけではなく、長時間労働に対する男女の意識の変革、特に男性中心型労働慣行から脱却し、男性の働き方・暮らし方を抜本的に見直すとともに、子育て環境等の社会基盤も変える必要があります。

一方で、男女が互いに相手を思いやり支えあうためには、県民すべてが安全に安心して暮らせる社会の実現が必要であり、国、県及び市町村が連携するとともに、企業、県民並びに各種団体の組織的な対応が不可欠です。



5 第4次熊本県男女共同参画計画体系

【基本目標】 男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

| 【重点目標】 | 【施策の基本方向】 | 【主要施策】 |
|-------------------------------|------------------------------|---|
| 1 あらゆる分野における女性の活躍推進 | (1)あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大 | ① 政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成 |
| | (2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進 | ① 女性の営業、企画、研究・開発等及び生産分野への進出支援 ② 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 ③ 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 ④ 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援 |
| | (3)農林水産業における男女共同参画の推進 | ① 農林水産分野における意思決定への女性の参画拡大 ② 経営への女性の主体的参画の推進 ③ 女性の参画による6次産業の展開及び起業化支援 |
| | (4)地域社会における男女共同参画の推進 | ① 女性の活動分野の拡大 ② 地域におけるリーダーの育成 |
| | (5)柔軟で多様な働き方の支援 | ① 女性の起業支援 ② 多様な働き方による活躍促進 |
| 2 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革 | (1)意識改革に向けた広報・啓発の推進 | ① 固定的性別役割分担意識の解消 ② ワーク・ライフ・バランスの理解と促進 ③ 男女共同参画教育の充実とキャリア教育の推進 ④ メディアにおける男女共同参画の推進 |
| | (2)社会制度や慣行の見直し | |
| | (3)男性の働き方改革 | ① 長時間労働の見直し ② 家庭・地域への積極的な参画の推進 ③ 男性の多様な働き方による仕事と家庭の両立支援 |
| | (4)女性の継続就労支援 | ① 企業等における妊娠・出産・育児に伴う就業環境整備の推進 ② 企業等が実施する復帰プログラムへの支援 ③ ライフステージに応じた再就職・復職支援 |
| | (5)子育て支援体制等の充実 | ① 保育所等における待機児童の解消 ② ニーズに応じた子育て支援の充実 ③ 放課後児童クラブの拡充と質の向上 |
| 3 安全・安心な暮らしの実現 | (1)女性に対するあらゆる暴力の根絶 | ① DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 ② 性暴力被害者及びストーカー等への対応の充実 ③ ハラスメントを許さない社会づくりの推進 |
| | (2)生涯を通じた女性の健康支援 | ① ライフステージに応じた健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援 |
| | (3)安心して暮らせる環境整備 | ① 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 子どもに対する共同参画社会づくりの推進 ③ 高齢者、障がい者、外国人及び性的指向や性同一性障がいを理由として困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画社会づくりの推進 |
| | (4)女性視点を反映した地域の防災力向上 | ① 防災分野における女性の参画拡大 |
| 4 推進体制の充実・連携強化 | (1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携 | ① 県における推進体制づくり ② 県職員・教職員等の意識啓発 ③ 市町村における推進体制 ④ 国との連携 |
| | (2)県民、各種団体等との連携 | |
| | (3)国際的な協調及び貢献 | |

第1 熊本県の人口・人口構成等

我が国の人口は年々減少傾向にある。本県においても、今後長期的に人口減少と年齢構成の変化が続くと予測されており、家族形態や地域社会が変化していくことが確実視されている。ここでは、熊本県の人口、人口構成等についてみていく。

ポイント

- 1 本県では人口減少が進んでいく中で、長期的には労働力不足の深刻化が予想されるが、地域の活力を維持していくには、女性や高齢者の就業機会の拡大、能力活用が重要な課題となっている。
- 2 少子化の一因である晩婚化及び未婚化が男女ともに進む中、平成28年の本県の合計特殊出生率は、前年よりやや減少し1.66であった（全国6位）。出生率の向上につなげるために、子どもを産みやすく、育てやすい環境をつくる更なる取組が必要である。

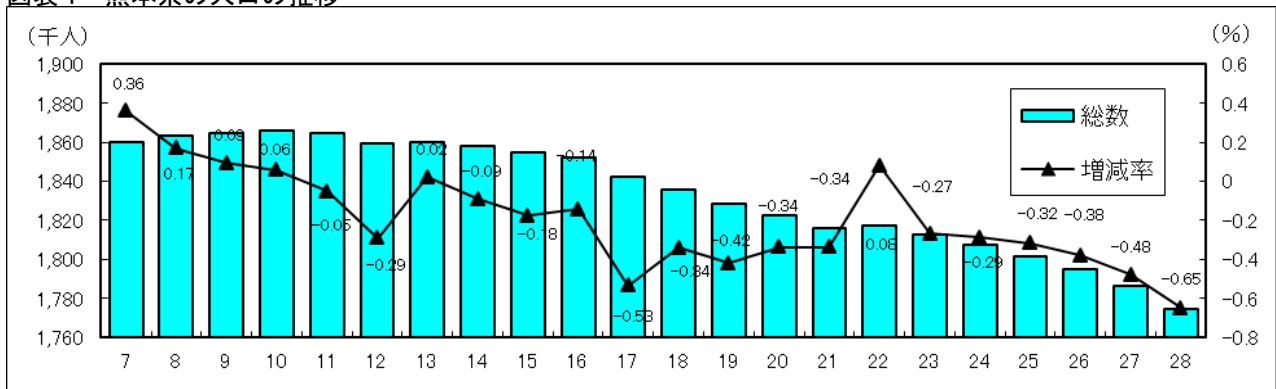
1 熊本県の人口

(1) 総人口

●人口減少は今後さらに加速

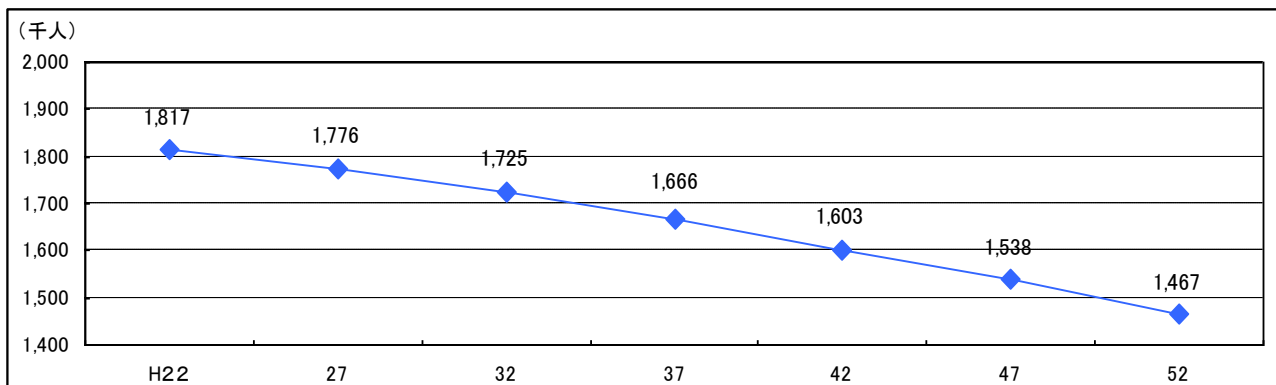
本県の総人口は、平成28年10月1日現在、約177万5千人で、前年（約178万7千人）に比べ、約1万2千人減少（▲0.65%）した（図表1）。今後も減少傾向は続き、本県の総人口は、平成52年には約147万人になると見込まれている（図表2）。

図表1 熊本県の人口の推移



総務省「国勢調査」、熊本県統計調査課「熊本県推計人口調査」

図表2 熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H25.3月推計）」の出生中位・死亡中位推計人口

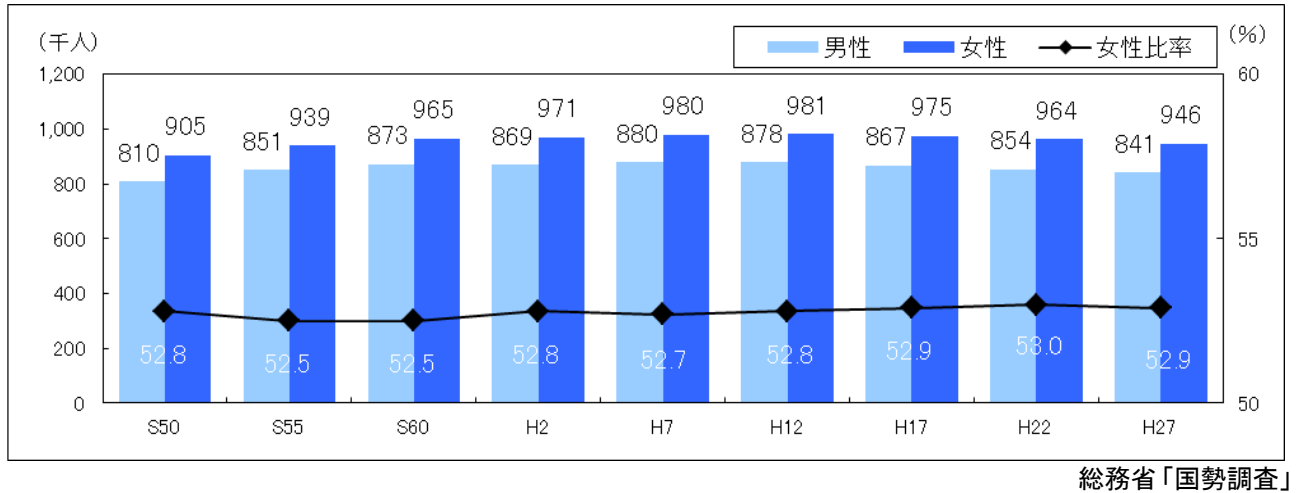
2 熊本県の人口構成

(1) 男女別人口

●男女構成比の女性の割合は52%～53%台で推移

本県の男女構成比をみると、ここ40年、男性より女性が多い状態で推移している（図表3）。

図表3 熊本県の男女別人口の推移

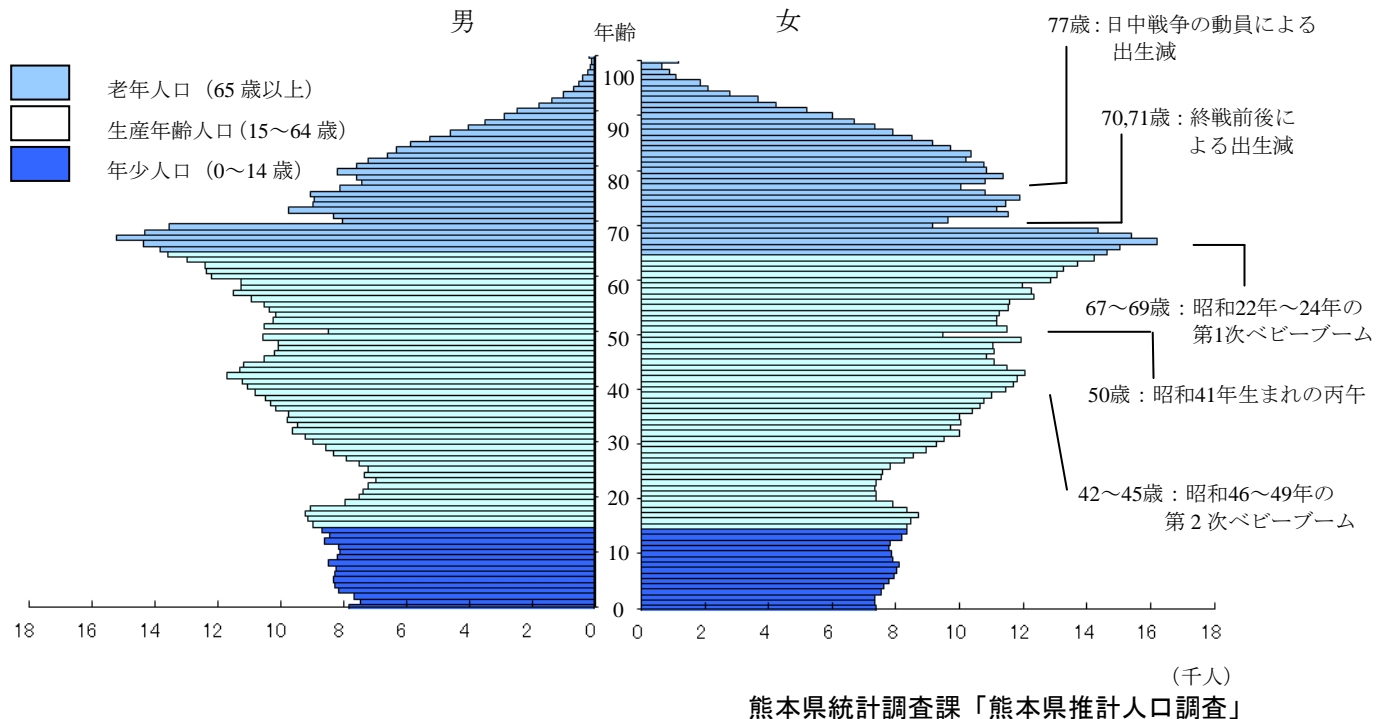


(2) 年齢別人口

●年少人口、生産年齢人口は減少、老年人口は増加

本県の平成28年10月1日現在の人口ピラミッド（図表4）によると、生産年齢人口は第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）をピークとして減少傾向にあり、ピラミッドの裾野が次第に狭まってきているため、長期的には労働力不足の深刻化が懸念されている。労働力を維持するためには、働く意欲のある女性や高齢者の就業機会の拡大や能力の活用が不可欠である。

図表4 熊本県の人口ピラミッド（平成28年10月1日現在）



(3) 高齢化率

●県民の65歳以上の割合が増加

平成27年の本県の高齢化率は28.8%となり、年々増加傾向にある。

65歳以上に占める女性の割合は約6割、85歳以上では約7割となり、高齢社会の問題は女性に深く関わる問題でもある(図表5)。

図表5 高齢化率

| | 県 | | | | 全国 | | | |
|-----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | H12 | H17 | H22 | H27 | H12 | H17 | H22 | H27 |
| 高齢化率 (総人口に占める65歳以上人口の割合) | 21.3 | 23.7 | 26.0 | 28.8 | 17.3 | 20.1 | 23.1 | 26.6 |
| 高齢者に占める女性の割合 | 59.8 | 59.8 | 59.0 | 58.5 | 58.1 | 57.6 | 57.3 | 56.7 |
| 高齢者に占める単身者の割合 | 13.0 | 14.0 | 14.7 | 16.3 | 13.8 | 15.1 | 15.6 | 17.7 |
| 高齢単身者に占める女性の割合 | 80.9 | 78.5 | 71.5 | 72.0 | 75.5 | 72.8 | 71.5 | 67.5 |
| 85歳以上に占める女性の割合 | 71.7 | 72.8 | 69.2 | 70.9 | 70.7 | 72.3 | 71.8 | 70.1 |

総務省「国勢調査」

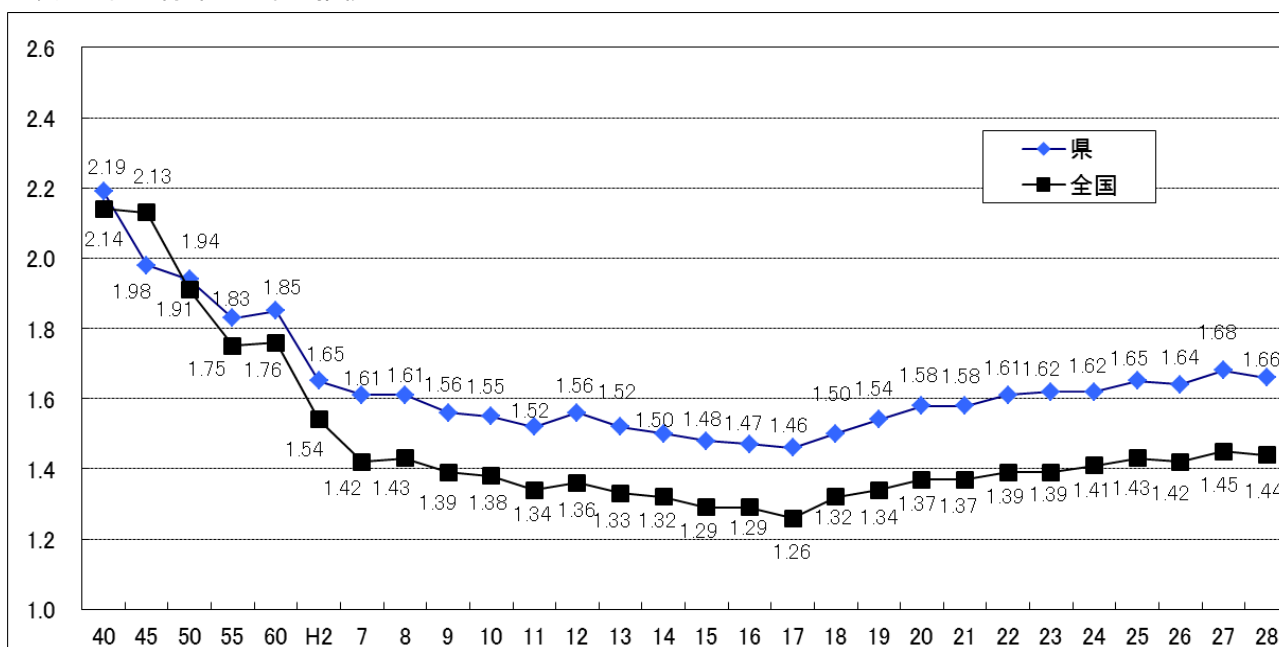
(4) 合計特殊出生率(※)

●平成27年から微減、少子化問題への更なる取組が必要

平成28年の本県の合計特殊出生率は、1.66で前年より0.02ポイント減少している(図表6)。都道府県別に見ると、沖縄県(1.95)、島根県(1.75)、長崎県(1.71)、宮崎県(1.71)、鹿児島県(1.68)に次いで全国第6位(前年5位)と全国平均を上回っている。

今後も、子どもを産みやすく、育てやすい環境をつくり、更なる出生率の向上につながる取組が必要である。

図表6 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

厚生労働省「人口動態調査」

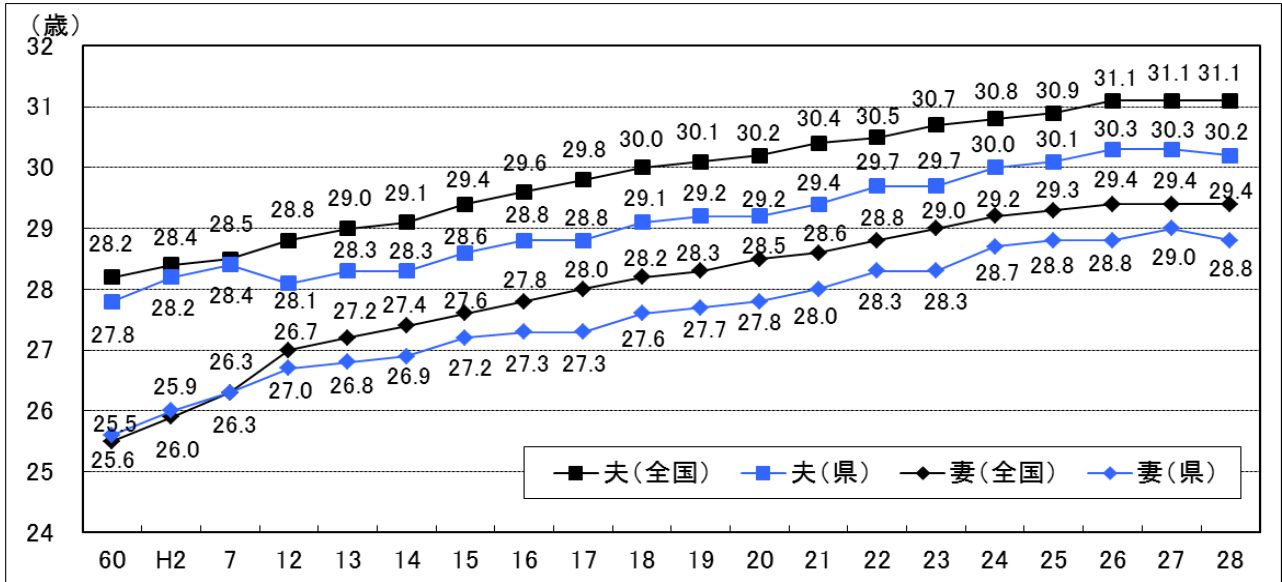
3 熊本県における結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢(※)

●緩やかではあるが、晩婚化が進行

全国的に晩婚化が緩やかに進んでいるが、本県における男女の平均初婚年齢の推移を見ると、平成28年は男性30.2歳、女性28.8歳といずれも全国平均を下回っているものの、同様の傾向にある(図表7)。

図表7 平均初婚年齢の推移



※平均初婚年齢：結婚式を挙げた時又は同居を始めた時のうち早い方の年齢

厚生労働省「人口動態調査」

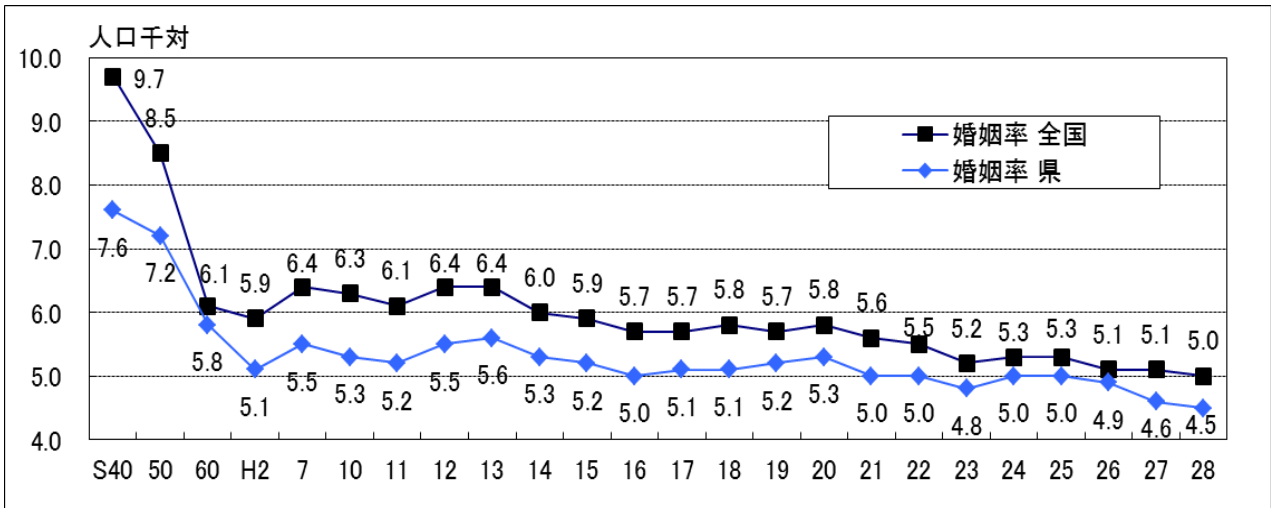
(2) 婚姻率・離婚率・未婚率

●婚姻率4.5、離婚率は1.65に減少

本県における平成28年の婚姻率(人口千対)は4.5で前年より0.1ポイント減少しており、過去一貫して全国平均を下回っている(図表8)。

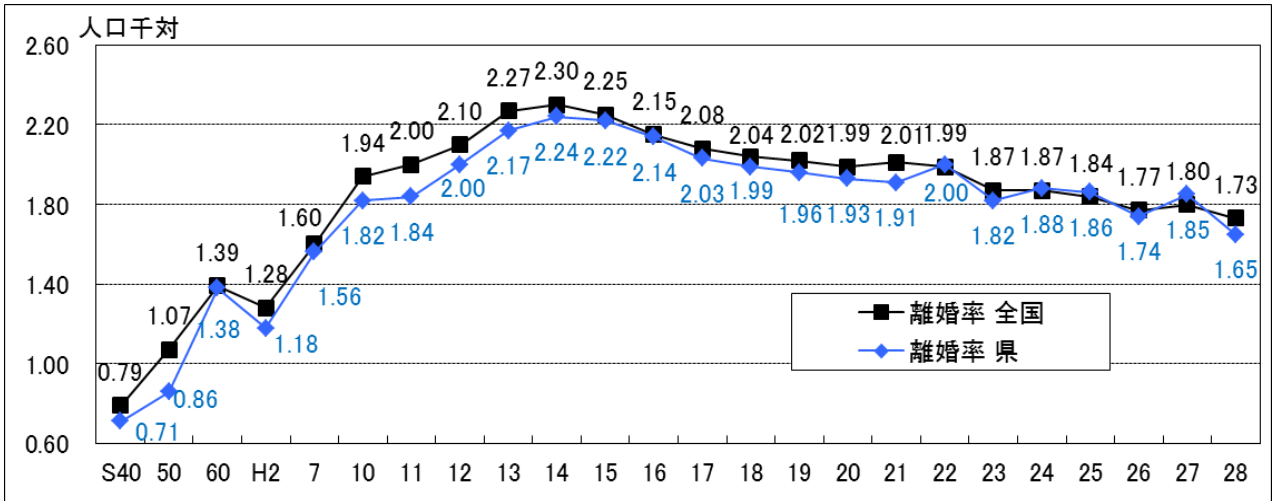
一方で、本県における平成28年の離婚率(人口千対)は1.65で前年より0.2ポイント減少し、全国平均を下回った(図表9)。

図表8 婚姻率の推移



厚生労働省「人口動態調査」

図表9 離婚率の推移



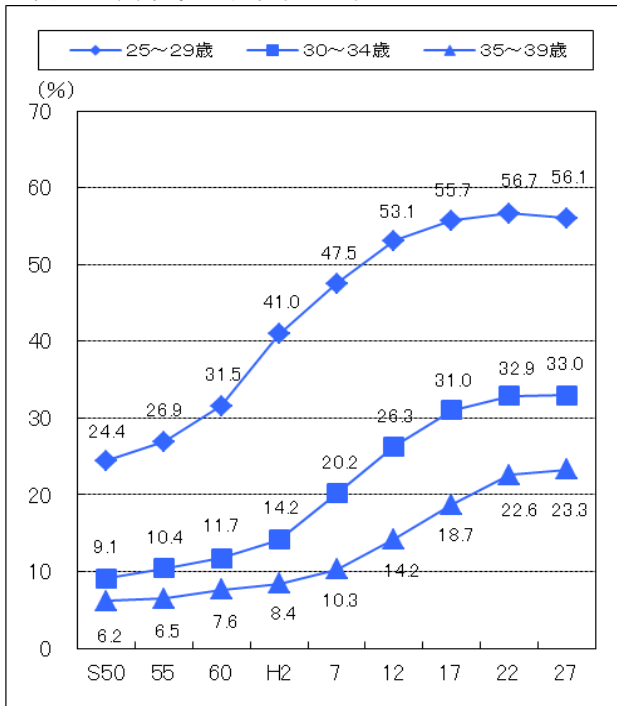
厚生労働省「人口動態調査」

●未婚率は、各年齢層で女性より男性が高い

本県の未婚率は全体的に見ると増加傾向にある。昭和50年と平成27年で比較すると、女性では35～39歳の未婚率が6.2%から23.3%と約3.8倍に、男性では35～39歳の未婚率が4.8%から31.2%と6.5倍に増えている。

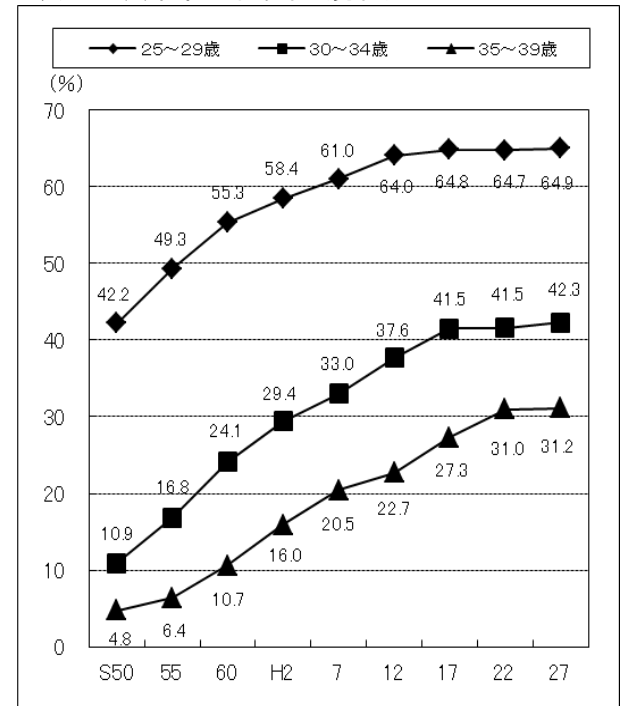
また、各年齢層で男性は女性より7～9ポイント程度未婚率が高くなっている(図表10・11)。

図表10 熊本県の未婚率(女性)



総務省「国勢調査」

図表11 熊本県の未婚率(男性)



総務省「国勢調査」

第2 熊本県男女共同参画計画の4つの重点目標ごとの現状

I あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要である。国では、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を30%にすることを目標に掲げており、本県においても、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って、女性の参画を推進していく必要がある。

ここでは、行政、政治、就業分野等における女性の参画状況や市町村の男女共同参画への取組状況を見ていく。

ポイント

- 1 日本のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、前年より順位を10位下げ、144カ国中111位になった。国際的にみて、政治・経済分野における男女の格差は未だに大きい。
- 2 県民の8割近くが政策・方針決定の場への女性の参画を望んでいるが、現実とは大きく乖離している。
- 3 本県の審議会等委員への女性の登用率は38.3%となり、前年より0.7ポイント増加し、過去最高となっている。
- 4 本県の管理職（課長級以上）に占める割合は、前年と横ばいで4.9%となっている。
- 5 県内事業所の管理職に占める女性の割合は係長相当職が5.8ポイント増加しており、全体では2.3ポイント増加で24.4%となっている。
- 6 女性労働者が雇用者の約半数近くを占めるほどの増加傾向にある中で、依然としてパートの割合が男性と比べ、女性が10倍程度となっている。

1 国際的な状況

（1）日本の女性の参画状況

●国際的に見ても低い水準にある我が国の女性の参画状況

2016年に国連開発計画が発表した「人間開発報告書」によると、日本は人間開発指数（HDI）が188か国中17位で、前回より順位を3つ上げた。

また、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は、144か国中111位と前回より順位を10位下げている（図表12）。

日本は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済分野における男女の格差は未だに大きく、女性が政治・経済活動等に参画し、意思決定に携わる機会が不十分であると言える。

※HDI 人間開発指数 とは・・・ (Human Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、1人当たり国内総所得を用いて算出している。

※GGI ジェンダー・ギャップ指数とは・・・ (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

図表 12 HDI、GGIにおける日本の順位

| HDI(人間開発指数) | | | GGI(ジェンダー・ギャップ指数) | | |
|-------------|---------|-------|-------------------|----------|-------|
| 順位 | 国名 | HDI値 | 順位 | 国名 | GGI値 |
| 1 | ノルウェー | 0.949 | 1 | アイスランド | 0.874 |
| 2 | オーストラリア | 0.939 | 2 | フィンランド | 0.845 |
| 2 | スイス | 0.939 | 3 | ノルウェー | 0.842 |
| 4 | ドイツ | 0.926 | 4 | スウェーデン | 0.815 |
| 5 | デンマーク | 0.925 | 5 | ルワンダ | 0.800 |
| 5 | シンガポール | 0.925 | 6 | アイルランド | 0.797 |
| 7 | オランダ | 0.924 | 7 | フィリピン | 0.786 |
| 8 | アイルランド | 0.923 | 8 | スロベニア | 0.786 |
| 9 | アイスランド | 0.921 | 9 | ニュージーランド | 0.781 |
| 10 | カナダ | 0.920 | 10 | ニカラグア | 0.780 |
| 10 | 米国 | 0.920 | ： | ： | ： |
| ： | ： | ： | 111 | 日本 | 0.660 |
| 17 | 日本 | 0.903 | ： | ： | ： |
| 18 | 韓国 | 0.901 | 116 | 韓国 | 0.649 |
| ： | ： | ： | ： | ： | ： |

国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2016」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」より作成

測定可能な国数は、HDIは188か国、GGIは144か国

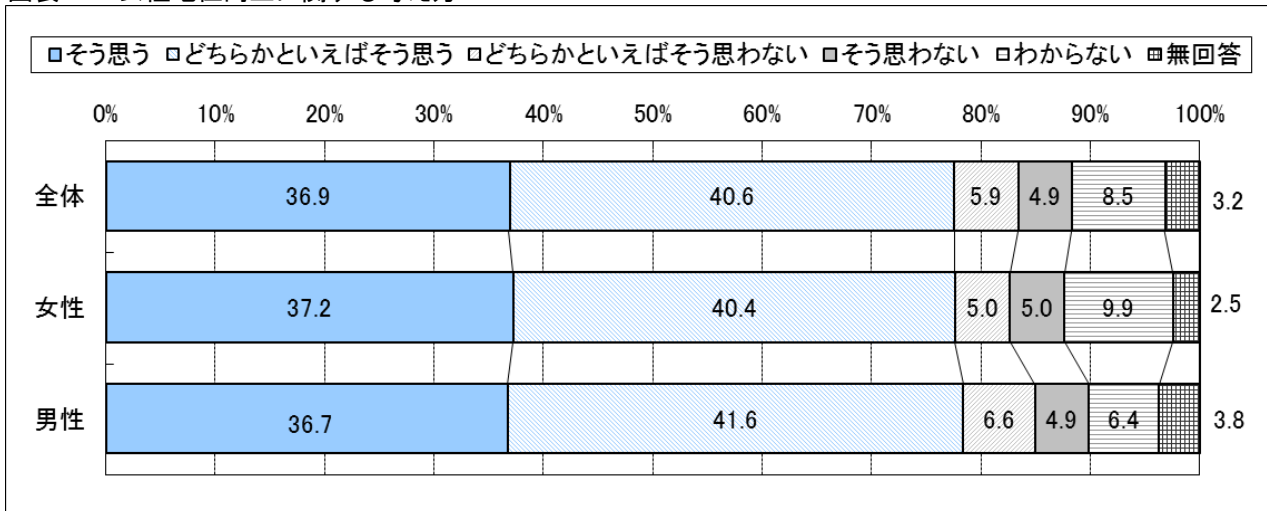
2 政策・方針決定の場における状況

(1) 女性の地位向上に関する考え方

●県民の8割近くが政策企画立案や方針決定の場への女性の参画を望んでいる

「女性が自治体の首長や議会議員、企業の管理職や農協の役員などになって、政策企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればよいと思うか」の問に対し「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は、前回調査（H21.12実施）とほぼ同じで8割近くとなった（図表13）。

図表 13 女性地位向上に関する考え方



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

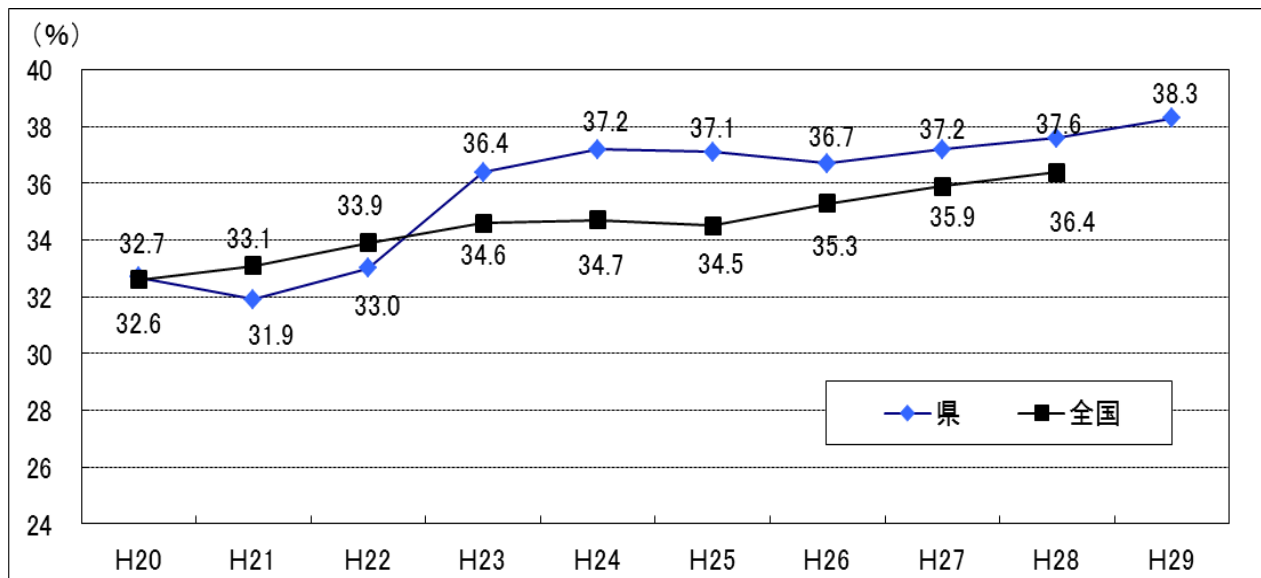
(2) 審議会等委員に占める女性の割合

●本県における女性登用率は38.3%で過去最高に

本県における審議会等委員への女性の登用率は、平成29年3月31日現在、前年比0.7ポイント増の38.3%となり、過去最高となった(図表14)。

市町村においては、平成29年3月31日現在、21.4%で依然として低い状況であるため、女性登用率の目標値設定や積極的な女性登用などを行う必要がある(図表15)。

図表14 熊本県における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)

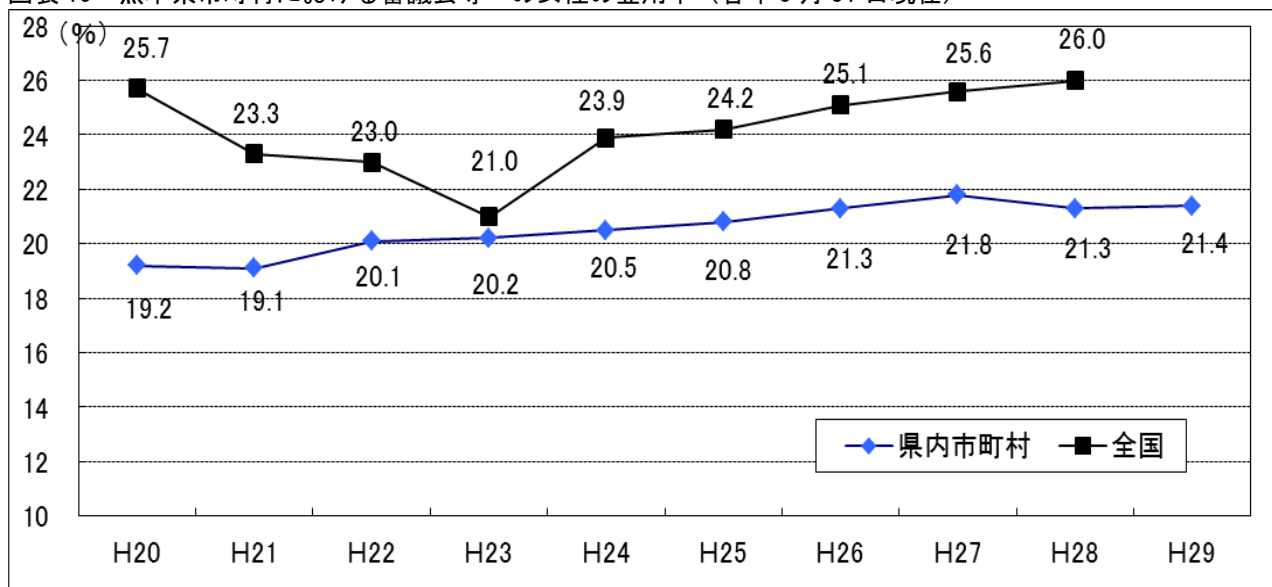


※熊本県の数値は、登用目標の対象である審議会等への女性の登用率

※全国の数値は、平成29年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表15 熊本県市町村における審議会等への女性の登用率(各年3月31日現在)



※県内市町村及び全国ともに地方自治法第202条の3に基づく審議会等(広域を含む)への女性の登用率

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、平成29年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

(3) 熊本県庁における女性の参画状況

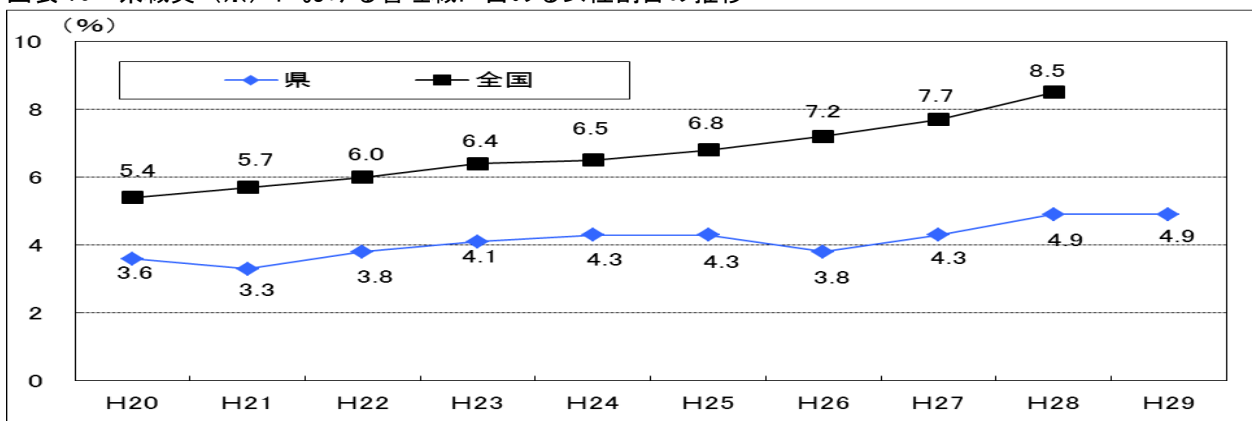
●管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は横ばい

熊本県の管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は、平成29年4月1日現在、4.9%で前年と横ばいであった。

また、全国平均（平成28年4月1日現在）と比較すると、3.6ポイント下回っている（図表16）。

なお、平成29年4月1日現在、新規採用職員に占める女性の割合は、熊本県全体（教職員除く）で32.4%、知事部局のみでは42.0%だった（図表17）。

図表16 県職員（※）における管理職に占める女性割合の推移



※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上

※平成29年の全国の数値は、調査結果が出ていないため空欄

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

【参考】

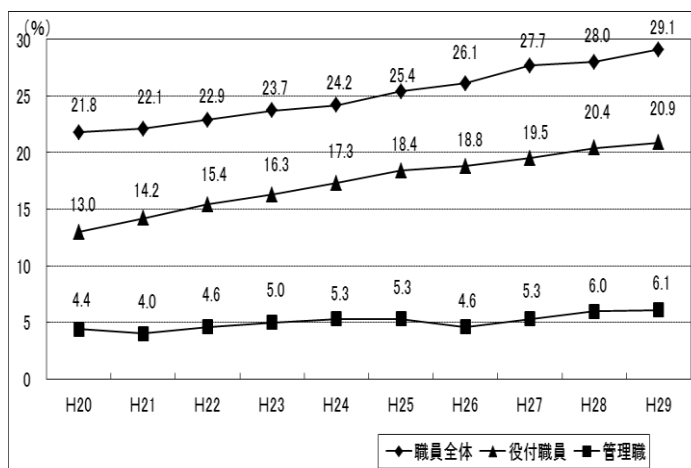
県職員（※）における女性の登用状況の推移

本県における教職員、警察官を除いた管理職（課長級以上）に占める女性の割合は前年より0.1ポイント増の6.1%となった。

また、役付職員（係長級以上）に占める女性の割合は前年より0.5ポイント増の20.9%となった。

※対象：知事部局等職員、県警職員のうち事務職員等（警察官を除く）、教育委員会事務局職員

※平成27年以降は一般行政職以外の職員も計上



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表17 新規採用職員（※）に占める女性割合の全国比較

| | (%) | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | H20.4.1 | H21.4.1 | H22.4.1 | H23.4.1 | H24.4.1 | H25.4.1 | H26.4.1 | H27.4.1 | H28.4.1 | H29.4.1 |
| 熊本県 | 22.9 | 16.8 | 17.2 | 19.3 | 25.6 | 25.0 | 29.7 | 38.9 | 33.1 | 32.4 |
| 全国 | 28.3 | 29.3 | 30.3 | 30.9 | 30.3 | 30.3 | 32.6 | 31.9 | 34.4 | - |
| 【参考】知事部局 | 39.7 | 46.3 | 34.5 | 25.3 | 38.3 | 32.7 | 39.7 | 42.3 | 42.3 | 42.0 |

※対象：知事部局等職員、県警職員、教育委員会事務局職員

※全国の数値は、平成29年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

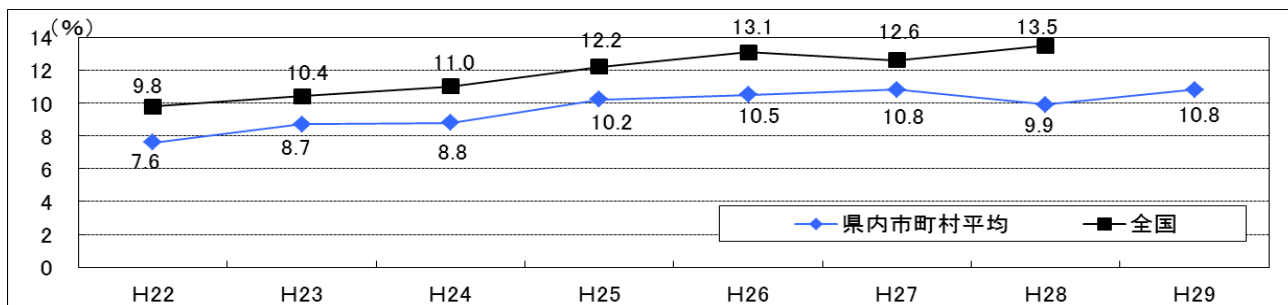
(4) 市町村における女性の参画状況

●市町村の管理職（※）に占める女性の割合は、増加

市町村の管理職に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在、県内市町村平均で10.8%となり、前年度より0.9ポイント増加している（図表18）。

また、県内市町村新規採用職員に占める女性の割合は、前年度より5.2ポイント減少し、38.2%となった（図表19）。

図表18 市町村職員における管理職に占める女性職員比率



※管理職：管理職手当を支給されている職員（管理又は監督の地位にある職員）のうち、条例等で指定する職（内閣府推進状況調査による定義） 概ね課長級以上が該当

※政令指定都市、特別区を含む

※全国の数値は、平成29年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表19 市町村新規採用職員に占める女性の割合

| 採用区分 | H22.4.1 | | | H23.4.1 | | | H24.4.1 | | | H25.4.1 | | | H26.4.1 | | | H27.4.1 | | | H28.4.1 | | | H29.4.1 | | |
|--------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|
| | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 | 総数 | 女性数 | 女性の割合 |
| 大学卒業程度 | 211 | 80 | 37.9% | 252 | 89 | 35.3% | 335 | 119 | 35.5% | 236 | 92 | 39.0% | 215 | 63 | 29.3% | 275 | 90 | 32.7% | 306 | 121 | 39.5% | 266 | 89 | 33.5% |
| 短大卒業程度 | 68 | 52 | 76.5% | 62 | 54 | 87.1% | 63 | 51 | 81.0% | 90 | 79 | 87.8% | 73 | 66 | 90.4% | 57 | 43 | 75.4% | 45 | 39 | 86.7% | 30 | 28 | 93.3% |
| 高校卒業程度 | 131 | 54 | 41.2% | 126 | 41 | 32.5% | 157 | 52 | 33.1% | 135 | 63 | 46.7% | 141 | 59 | 41.8% | 121 | 43 | 35.5% | 144 | 55 | 38.2% | 149 | 53 | 35.6% |
| 計 | 410 | 186 | 45.4% | 440 | 184 | 41.8% | 555 | 222 | 40.0% | 461 | 234 | 50.8% | 429 | 188 | 43.8% | 453 | 176 | 38.9% | 495 | 215 | 43.4% | 445 | 170 | 38.2% |

熊本県男女参画・協働推進課調べ

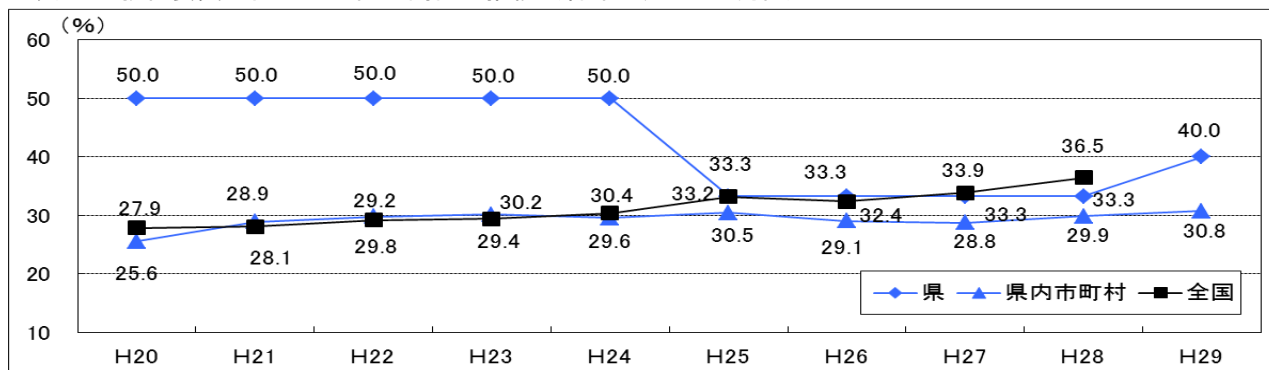
(5) 教育分野における女性の参画状況

●県教育委員に占める女性の割合は40.0%

本県の教育委員は、5人中女性は2人である。

一方、県内市町村の教育委員に占める女性の割合は30.8%となり、前年より0.9ポイント増加している（図表20）。

図表20 教育委員に占める女性の割合の推移（各年3月31日現在）



※全国の数値は、都道府県の平均値

※全国の数値は、平成29年の調査結果が出ていないため空欄としている

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」
熊本県男女参画・協働推進課調べ

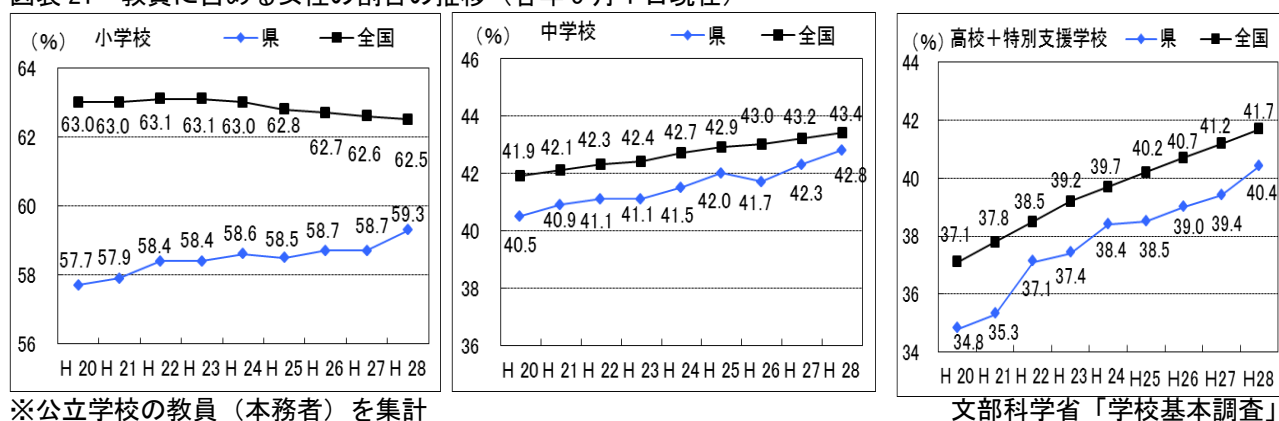
●管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合は、全ての校種において全国平均を下回っている

公立学校教員に占める女性の割合は、平成 28 年度は小学校が 59.3%、中学校が 42.8%、高校・特別支援学校は 40.4%となり、前年度と比較すると、全ての校種でやや増加したが、全国平均を下回っている（図表 21）。

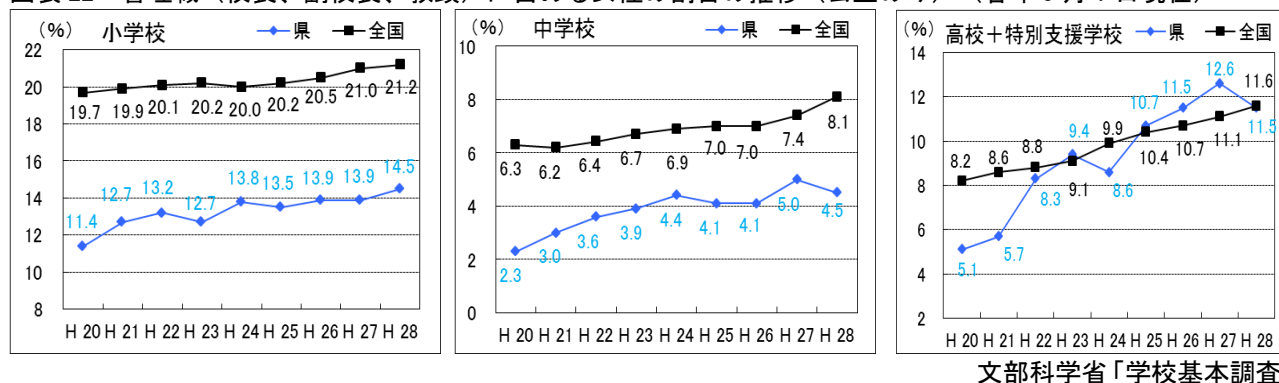
また、管理職（校長、副校長、教頭）の女性比率は、平成 28 年度は小学校 14.5%、中学校 4.5%、高校・特別支援学校 11.5%であり、全ての校種で全国平均を下回っている（図表 22）。このことから、管理職候補者に対する研修会の実施や、管理職の多忙感の解消など勤務環境の整備を行い、男女を問わず適材適所へ登用を行う必要がある。

新規採用教員に占める女性の割合は、全体が 55.1%で前年度より 2.1 ポイント増加した（図表 23）。

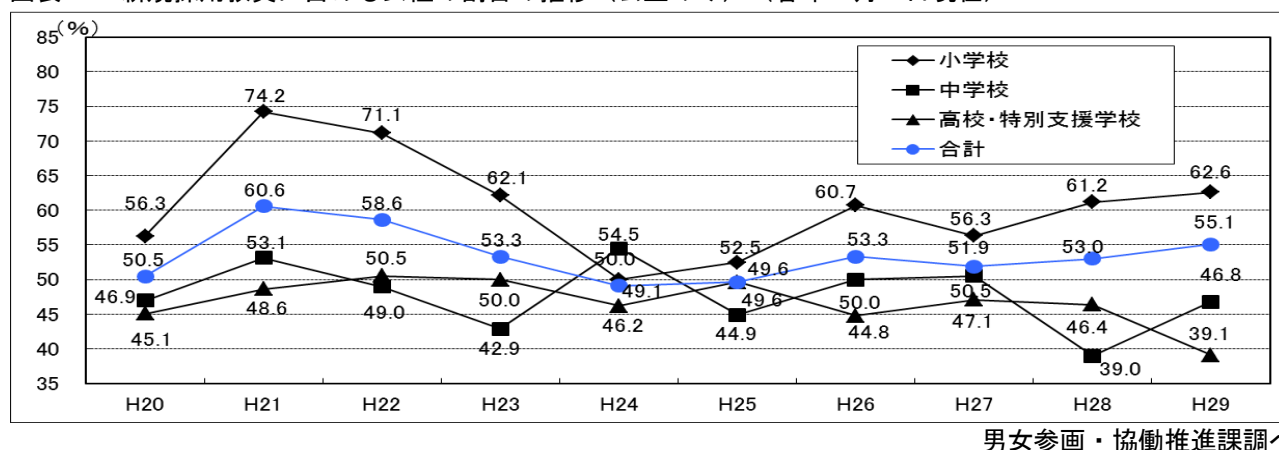
図表 21 教員に占める女性の割合の推移（各年 5 月 1 日現在）



図表 22 管理職（校長、副校長、教頭）に占める女性の割合の推移（公立のみ）（各年 5 月 1 日現在）



図表 23 新規採用教員に占める女性の割合の推移（公立のみ）（各年 4 月 1 日現在）

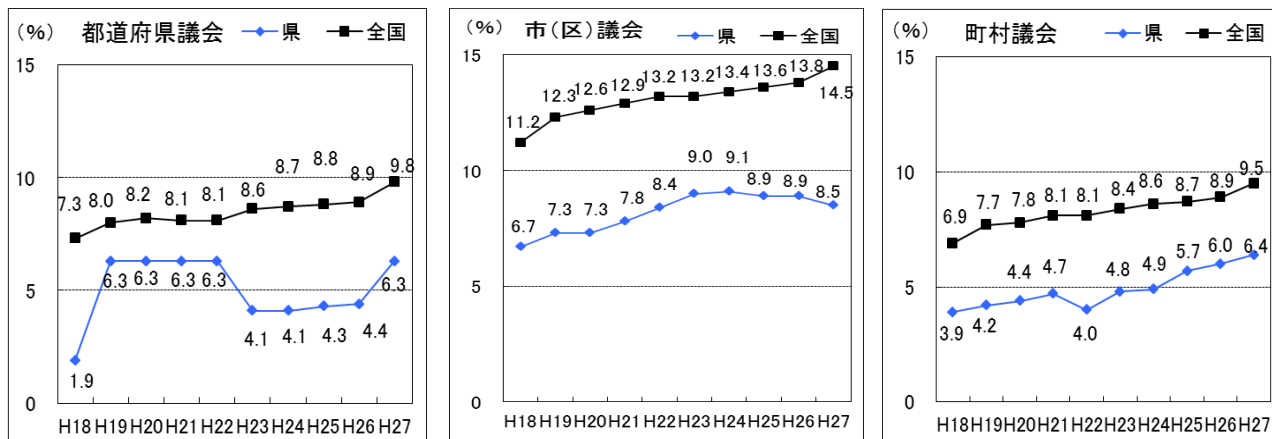


(6) 政治における女性の参画状況

●女性議員の割合は、県、市、町村いずれも全国平均を下回っている

県議会と町村議会における女性議員の割合は増加したが、県、市、町村議会すべてにおける女性議員の割合は10%未満であり、いずれも全国平均を下回っている（図表24）。

図表24 県、市町村議会における女性議員比率（各年12月31日現在）



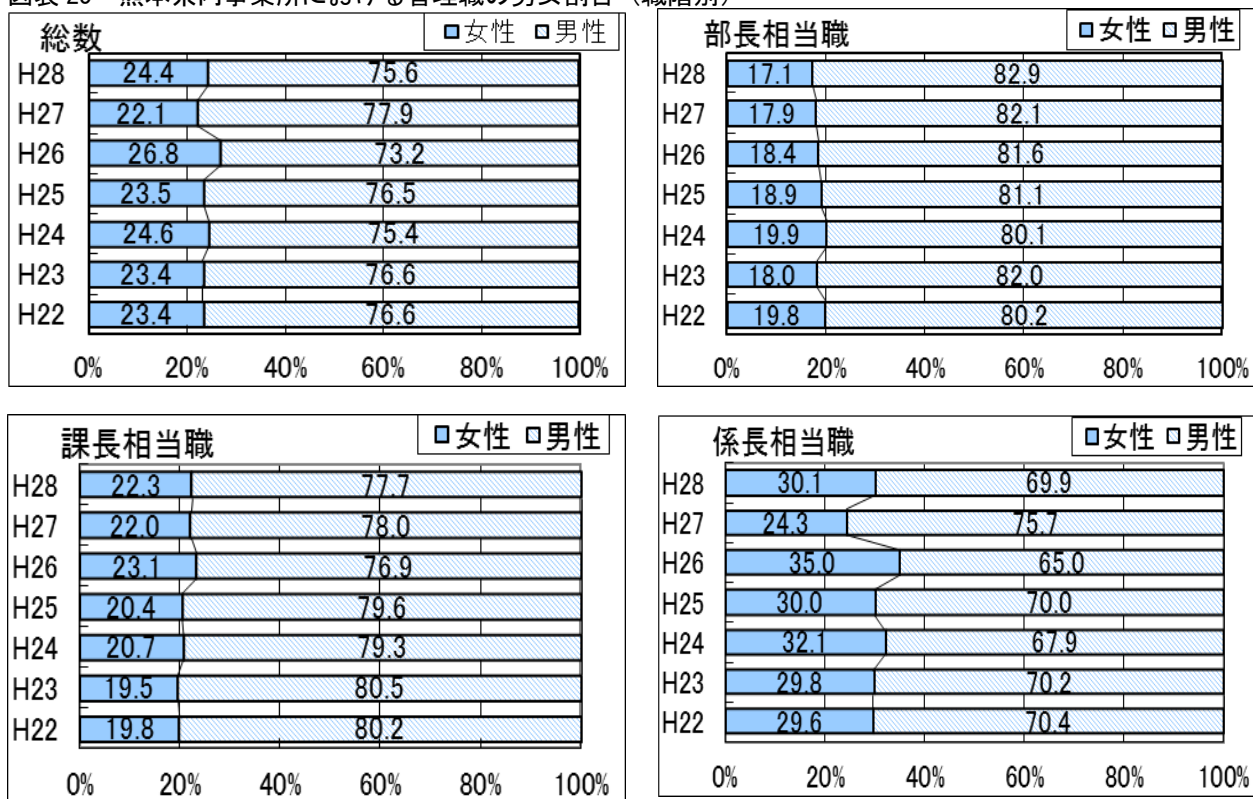
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 参考資料」

(7) 県内事業所における管理職に占める女性の割合

●管理職に占める女性の割合は24.4%で、前年比2.3ポイント増加

県内事業所における管理職に占める女性の割合は、全体で24.4%となり前年より2.3ポイント増加した。部長相当職は微減傾向、課長相当職は微増傾向にあり、係長相当職は年度によってばらつきがあるものの、ほぼ横ばいといえる（図表25）。

図表25 熊本県内事業所における管理職の男女割合（職階別）



熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

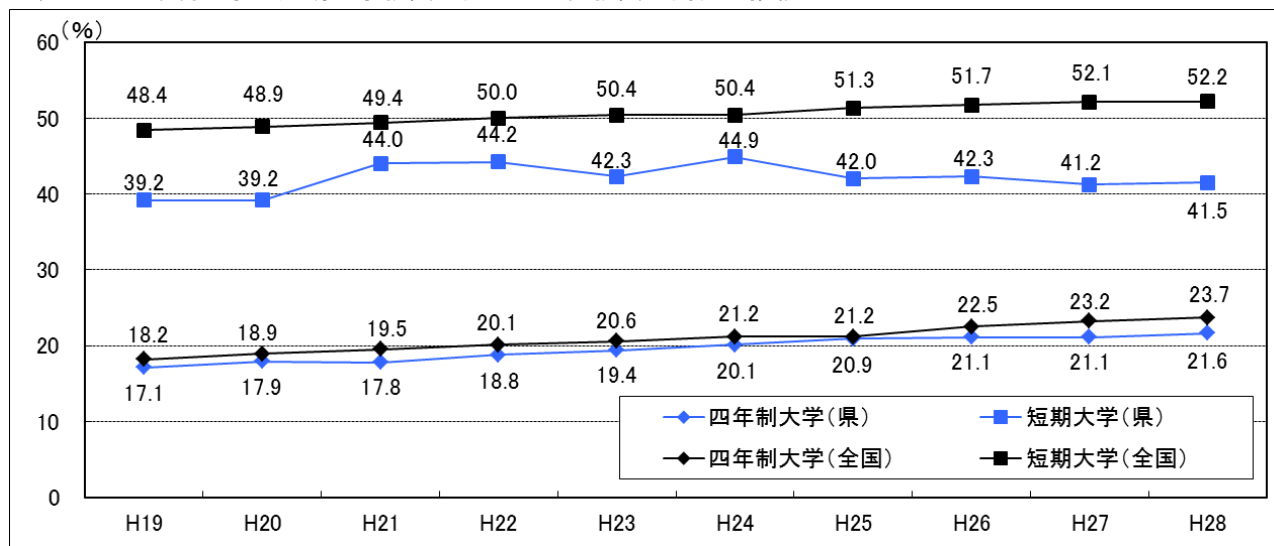
(8) 大学・短期大学等の教員における女性の参画状況

●四年制大学教員に占める女性の割合は、全国平均をやや下回る

本県の四年制大学における女性教員の割合は、21.6%と前年度より0.5ポイント増加したが、依然として全国平均を下回っている。

また、短期大学においては、41.5%と前年度よりも0.3ポイント増加したが、依然として全国との差がある（図表26）。

図表26 四年制大学・短期大学教員に占める女性教員の割合の推移



文部科学省「学校基本調査」

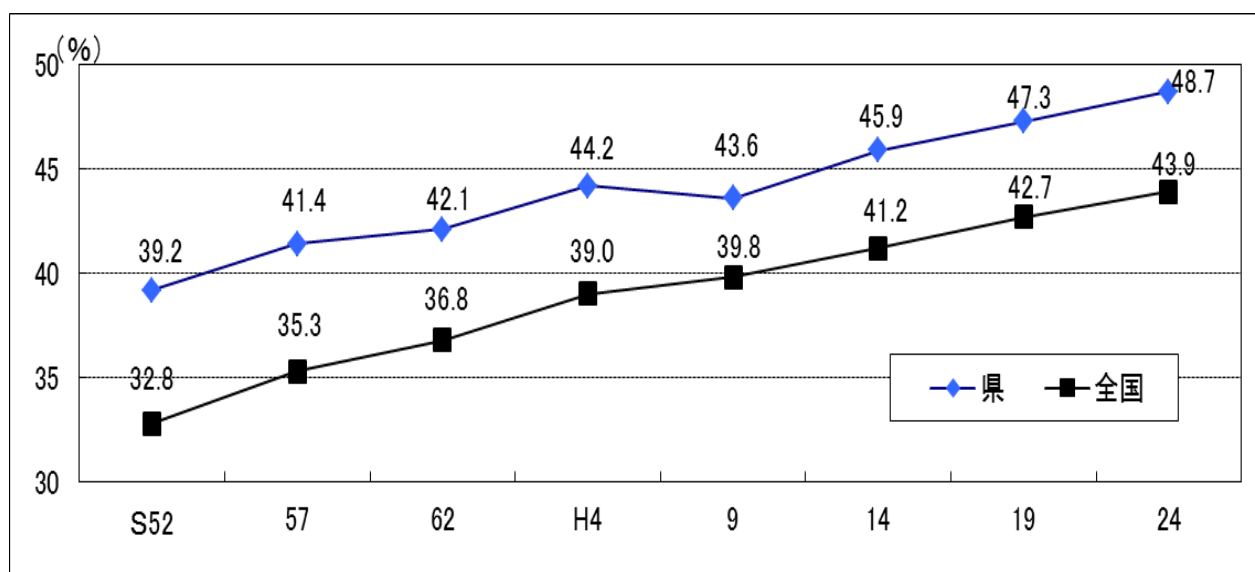
3 就業・雇用分野における状況

(1) 雇用者に占める女性の割合

●雇用者に占める女性の割合は、全国平均を上回り、増加傾向

本県の雇用者に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成24年には48.7%と、雇用者の半数近くが女性となった（図表27）。

図表27 雇用者に占める女性の割合の推移



総務省「平成24年就業構造基本調査」

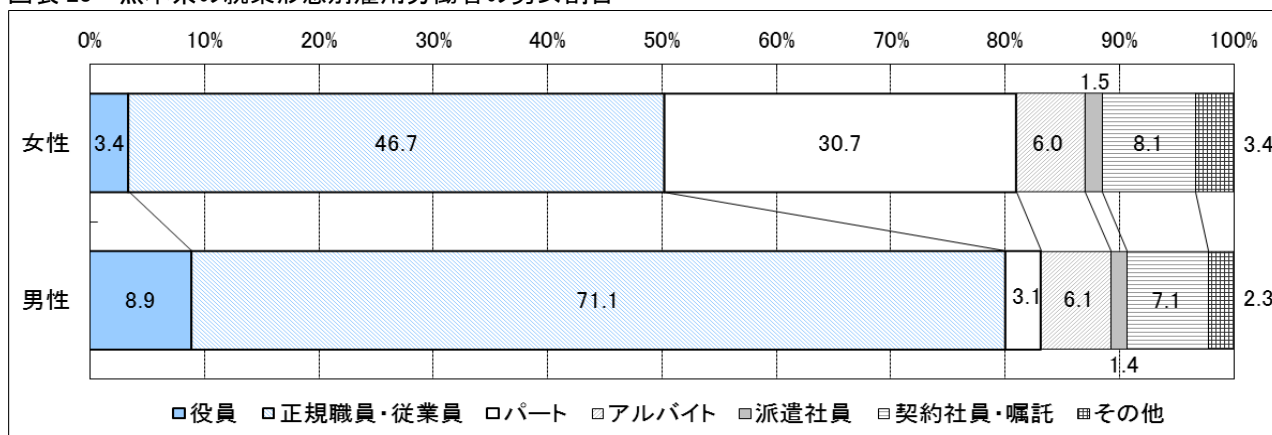
(2) 労働者の雇用形態

●女性労働者に占めるパートの割合は依然高い

本県の労働者の雇用形態を男女別にみると、正規職員・従業員である割合は、女性 46.7%に対し男性 71.1%となっている。

また、女性労働者に占めるパート割合は 30.7%と高くなっている（図表 28）。これは、女性が出産や育児のために一度退職し、再就職する際にパートタイム労働者となる傾向にあることが一因と考えられる。

図表 28 熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合



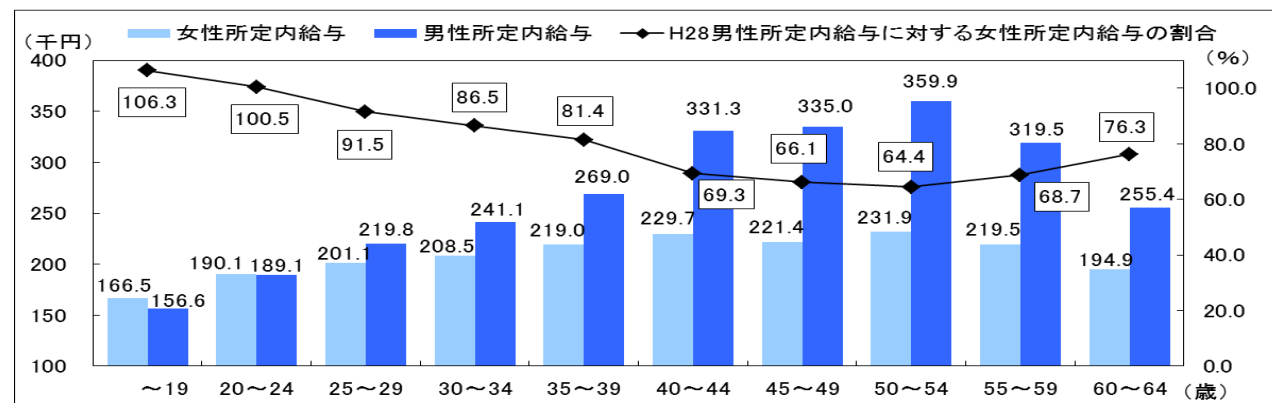
総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

(3) 男女別所定内給与

●男性と女性の所定内給与は 30 歳代後半から差が開きはじめる

男性の所定内給与は 50～54 歳まで一貫して増加しているが、女性の所定内給与は 20～59 歳までほぼ横ばい状態である。そのうち男性がピークを迎える 50～54 歳の所定内給与では、男性 359.9 千円に対し女性 231.9 千円と男性の 3 分の 2 にも満たない。この状況の背景としては、正規雇用者の男女間で依然として賃金格差があることに加え、賃金水準の低いパートタイム労働に女性が多いことが一因と考えられる（図表 29）。

図表 29 熊本県の男女別所定内給与及び男女格差



※所定内給与：定額給与（月間決まって支給する現金給与額）から超過労働給与額（時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）を除いたもの

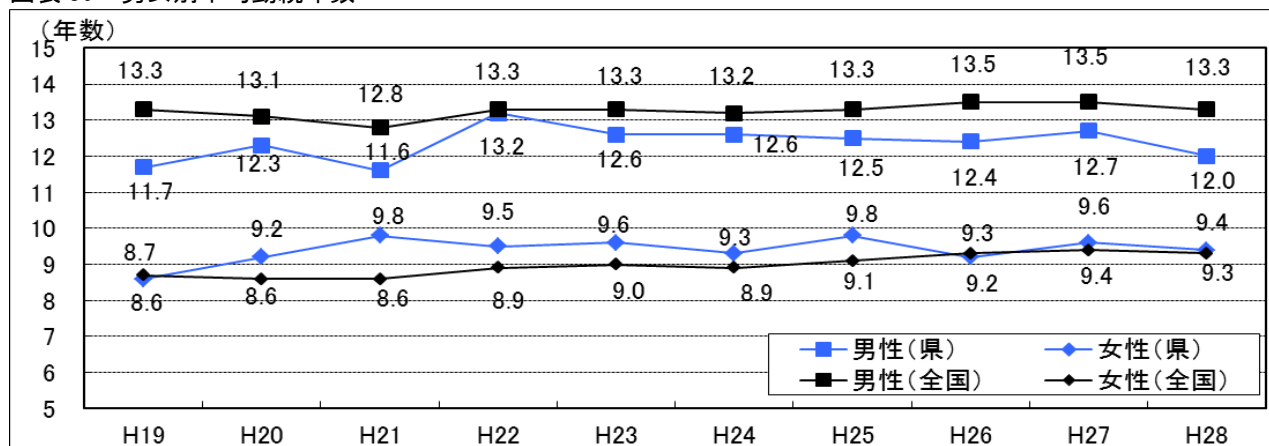
厚生労働省「平成 28 年賃金構造基本統計調査」

(4) 男女別勤続年数

●本県の男女の平均勤続年数は減少

男女の平均勤続年数を比較すると、本県における女性の平均勤続年数は前年より0.2年減の9.4年、男性は0.7年減の12.0年となり、その差は2.6年となっている。女性が結婚・出産・育児を経ても働き続けることができるよう、男女がともに仕事と家庭の両立ができる働きやすい環境を整備することが必要である（図表30）。

図表30 男女別平均勤続年数



厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」

4 農林水産業における状況

(1) 農林水産業における女性の参画状況

●農協役員・農業委員の割合は年々増加傾向にあるものの依然として低い

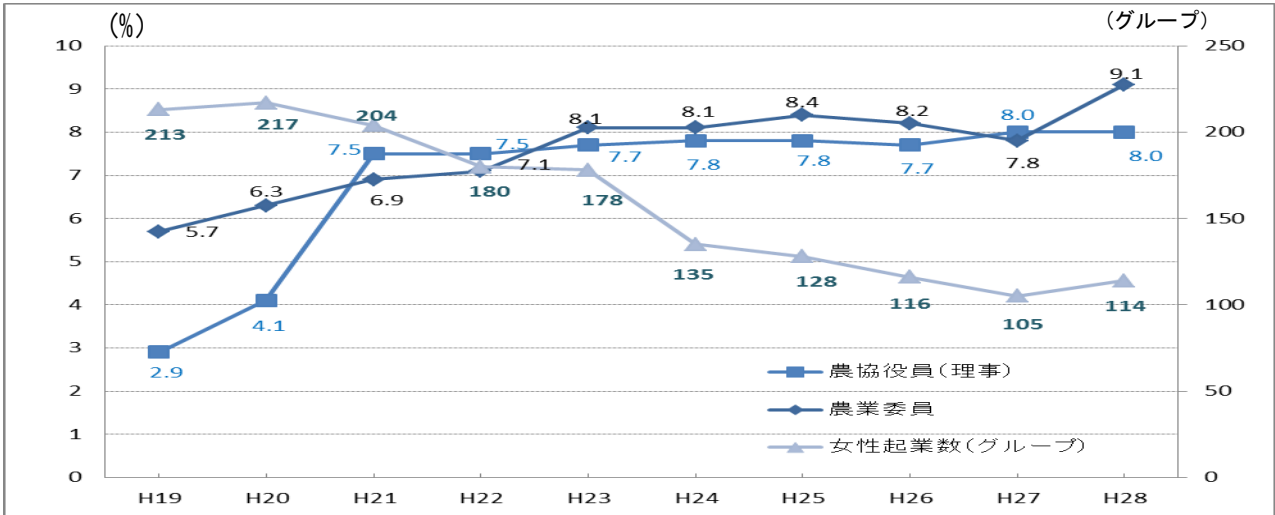
農業就業人口に占める女性の割合は46.0%とほぼ半数に達しており、重要な担い手となっている。また、家族経営協定農家数も年々増加しており、女性が経営に参画できる環境が少しずつ整えられている。

一方で、農協役員に占める女性の割合は8.0%で、就業比率からすると依然として低い（図表31～33）。本県の農業においては女性が重要な担い手であることから、政策・方針決定過程への女性の参画を加速化していく必要がある。

図表31 農林水産業の女性従業者

| | 調査時点 | 女性の割合 | 出典 |
|--------|----------|-------|------------|
| 農業就業人口 | H27.2.1 | 46.0% | H27農林業センサス |
| 林業就業者 | H27.10.1 | 14.3% | H27年度国勢調査 |
| 漁業就業者 | H25.11.1 | 24.3% | H25漁業センサス |

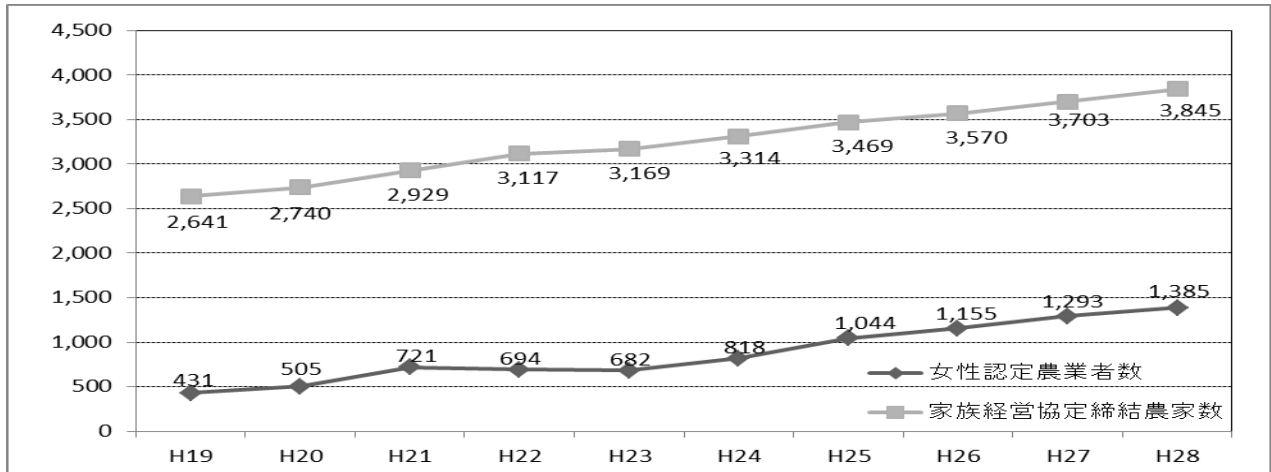
図表 32 農協役員、農業委員に占める女性の割合・女性起業数（各年度3月31日現在）



※農業委員においては平成27年度以前は9月1日現在

熊本県団体支援課、農地・担い手支援課調べ

図表 33 女性認定農業者数・家族経営協定締結農家数（各年度3月31日現在）



熊本県農地・担い手支援課調べ

5 地域における状況

(1) 地域活動における女性の参画状況

●自治会長、PTA会長に占める女性の割合は依然として低い

民生委員・児童委員に占める女性の割合は6割を超えて増え続けており、多くの女性が地域活動に携わっている。しかし、自治会長、PTA会長等の地域リーダーに占める女性の割合は、依然として低い状況のまま横ばいで推移しており、方針決定過程への女性の参画は十分ではない（図表34）。

地域活動を担う人材として女性は貴重な存在であることを全ての人が認識し、まちづくりなど各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要である。

図表 34 熊本県の地域活動における女性割合

| | 調査時点 | 全体(人) | うち女性(人) | 女性の割合 | 備 考 |
|---------------|-------------|-------|---------|-------|---|
| 自治会長 | H20. 4. 1現在 | 4,307 | 100 | 2.3% | 熊本県男女参画・ 協働推進課調べ |
| | H21. 4. 1現在 | 4,736 | 99 | 2.1% | |
| | H22. 4. 1現在 | 4,571 | 95 | 2.1% | |
| | H23. 4. 1現在 | 4,540 | 107 | 2.4% | |
| | H24. 4. 1現在 | 4,544 | 100 | 2.2% | |
| | H25. 4. 1現在 | 4,647 | 120 | 2.6% | |
| | H26. 4. 1現在 | 4,558 | 121 | 2.7% | |
| | H27. 4. 1現在 | 4,461 | 115 | 2.6% | |
| | H28. 4. 1現在 | 4,606 | 111 | 2.4% | |
| | H29. 4. 1現在 | 4,616 | 129 | 2.8% | |
| P T A会長 | H20. 9現在 | 672 | 32 | 4.8% | 熊本県社会教育課 調べ ※公立の小学校・ 中学校・高校のみ |
| | H21. 9現在 | 663 | 31 | 4.7% | |
| | H22. 9現在 | 656 | 40 | 6.1% | |
| | H23. 6現在 | 649 | 47 | 7.2% | |
| | H24. 6現在 | 624 | 33 | 5.3% | |
| | H25. 6現在 | 606 | 36 | 5.9% | |
| | H26. 6現在 | 632 | 44 | 7.0% | |
| | H27. 6現在 | 589 | 43 | 7.3% | |
| | H28. 6現在 | 596 | 39 | 6.5% | |
| | H29. 4現在 | 596 | 39 | 6.5% | |
| 民生委員・ 児童委員 | H20. 9. 1現在 | 4,083 | 2,385 | 58.4% | 熊本県健康福祉政 策課調べ (H20～H28) 熊本県社会福祉課 調べ (H29～) |
| | H21. 8. 1現在 | 4,077 | 2,388 | 58.6% | |
| | H22. 4. 1現在 | 4,053 | 2,378 | 58.7% | |
| | H23. 4. 1現在 | 4,054 | 2,426 | 59.8% | |
| | H24. 4. 1現在 | 4,092 | 2,465 | 60.2% | |
| | H25. 4. 1現在 | 4,072 | 2,462 | 60.5% | |
| | H26. 4. 1現在 | 4,080 | 2,485 | 60.9% | |
| | H27. 4. 1現在 | 4,100 | 2,509 | 61.2% | |
| | H28. 4. 1現在 | 4,095 | 2,524 | 61.6% | |
| | H29. 4. 1現在 | 4,097 | 2,578 | 62.9% | |

II 男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）については逡減しているが依然として残っている。男性も女性も性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要がある。

また、少子高齢化、雇用の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくことが大切である。ワーク・ライフ・バランスにより、男女ともに育児、介護、地域活動、自己啓発のための時間を確保すること可能になる。このため、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能になるよう、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備していく必要がある。

ここでは、男女共同参画の意識面、ワーク・ライフ・バランスの状況についてみていく。

ポイント

- 1 男女ともに県民の60%以上が「男性が優遇されている」社会と感じている。
- 2 固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人は、73.3%である。
- 3 妻の就業の有無にかかわらず夫の家事・育児・介護時間は短い。
- 4 「ワーク・ライフ・バランス」の認知状況は、「言葉も内容も知っている」が49.2%と、前年より0.7ポイント増加した。
- 5 育児休業取得率は、女性は前年より0.5ポイント減の95.5%であり、男性は1.5ポイント増加したものの3.5%であり、依然として低い。

1 県民の男女共同参画に対する意識

(1) 男女の地位の平等感

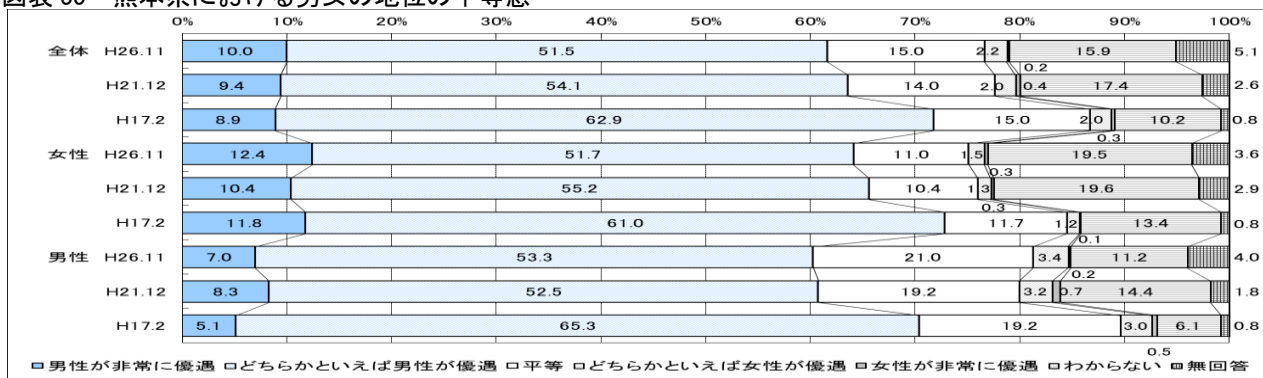
●『男性優遇』の割合は減少傾向にあるが、依然として61.5%を占める

男女の地位の平等感について、「男性が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が61.5%と、前回調査（H21.12実施）より2.0ポイント減少しているが、「平等」と考えている人の割合に大きな変化はなく、依然として男女ともに多くの人々が男性優遇の社会であると考えていることが分かる（図表35）。

分野別にみると、「社会通念」、「政治の場」、「職場」及び「家庭生活」において、半数近くの人々が男性優遇と感じており、特に「社会通念」では県民の73.7%が男性の方が優遇されていると感じている。

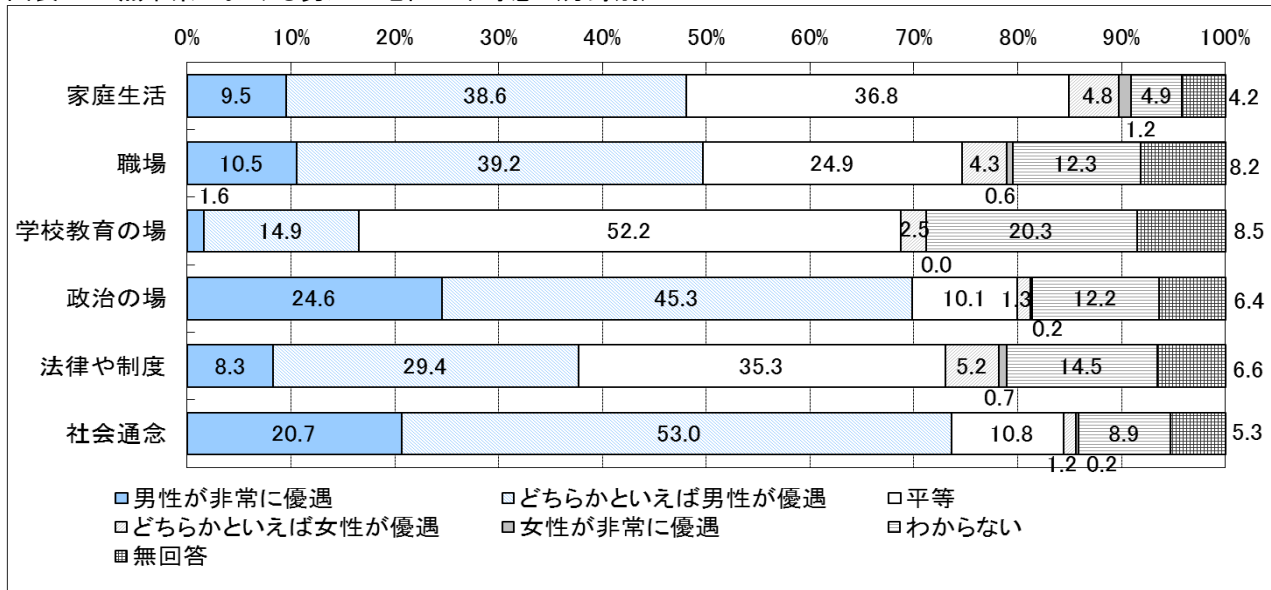
一方で、「学校教育の場」では半数以上の人々が平等と感じている（図表36）。

図表35 熊本県における男女の地位の平等感



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

図表 36 熊本県における男女の地位の平等感（分野別）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11実施）」

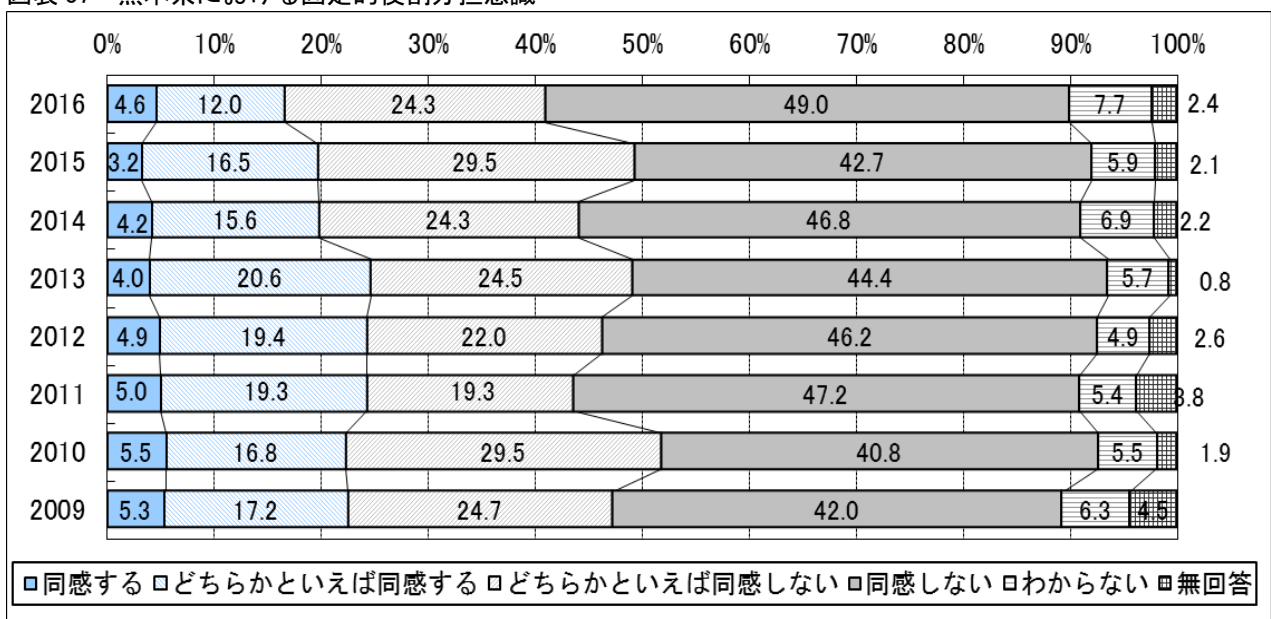
（２） 固定的性別役割分担意識

● 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方（固定的性別役割分担意識）に同感しない人は73.3%

2016年県民アンケート調査によると、固定的性別役割分担意識に「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より1.1ポイント増加し、過去最高の73.3%となった（図表37）。

また、「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は16.6%で、前年調査より3.1ポイント減少した。今後も「わからない」や「同感する」と回答した人が、固定的役割分担意識は、男女ともに性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮する社会の実現を妨げる一因となることを理解し、「同感しない」人の割合がさらに継続的に増えていくよう、男女共同参画の意識啓発を行う必要がある。

図表 37 熊本県における固定的役割分担意識

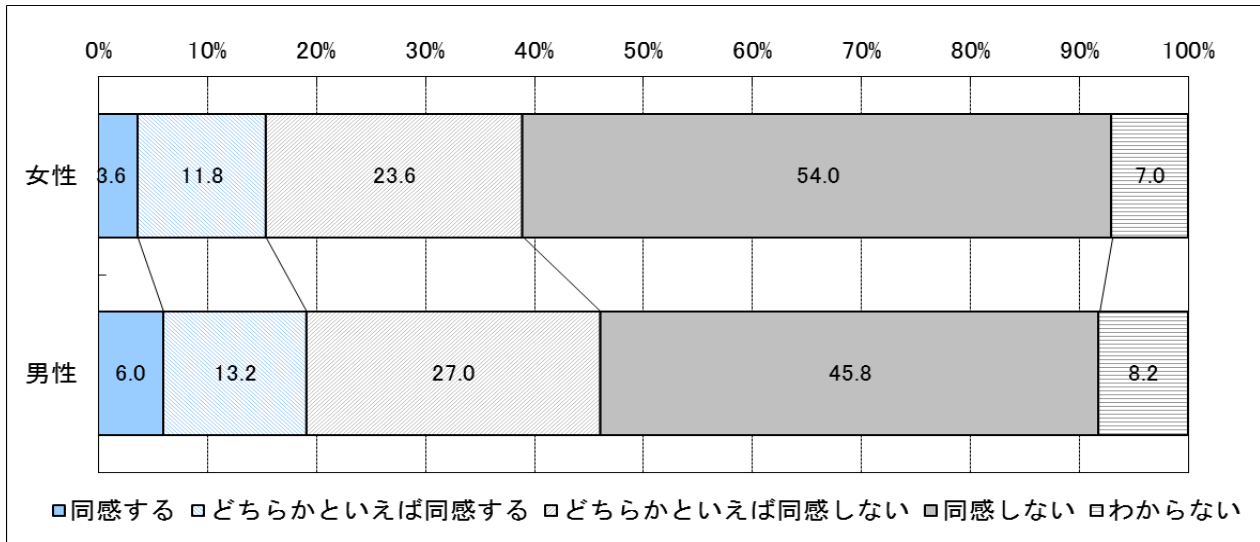


熊本県企画課「2016年県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担意識に同感する割合は、女性より男性が高い

男女別にみると、固定的性別役割分担意識に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人は女性 15.4%、男性 19.2%となり、男性のほうが固定的性別役割分担意識に同感する傾向がある。今後も男女共同参画社会の形成は、男性にとっても意義があることを啓発していく必要がある(図表 38)。

図表 38 熊本県における固定的役割分担意識 (男女別)

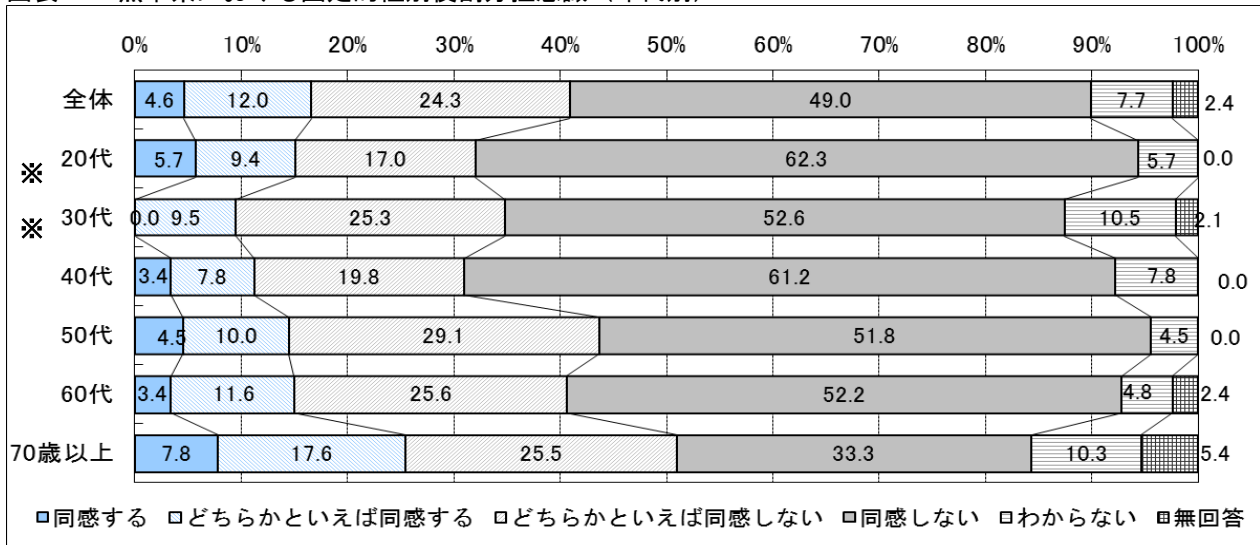


熊本県企画課「2016年県民アンケート調査」

●固定的性別役割分担に「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く2割超

「同感する」又は「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は、70歳以上が最も高く、2割を超えている。20代~30代に関しては、回答数が少なく慎重に分析する必要があるものの、40代以上に関しては、「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人の割合が前年に比べほぼ横ばいの1割程度であり、依然として根強い肯定意識が残っている(図表 39)。

図表 39 熊本県における固定的性別役割分担意識 (年代別)



※20代~30代に関しては、分析にあたり必要な回答数を割り込んでおり、統計上の誤差が生じることが考えられるため、参考数値として掲載している。

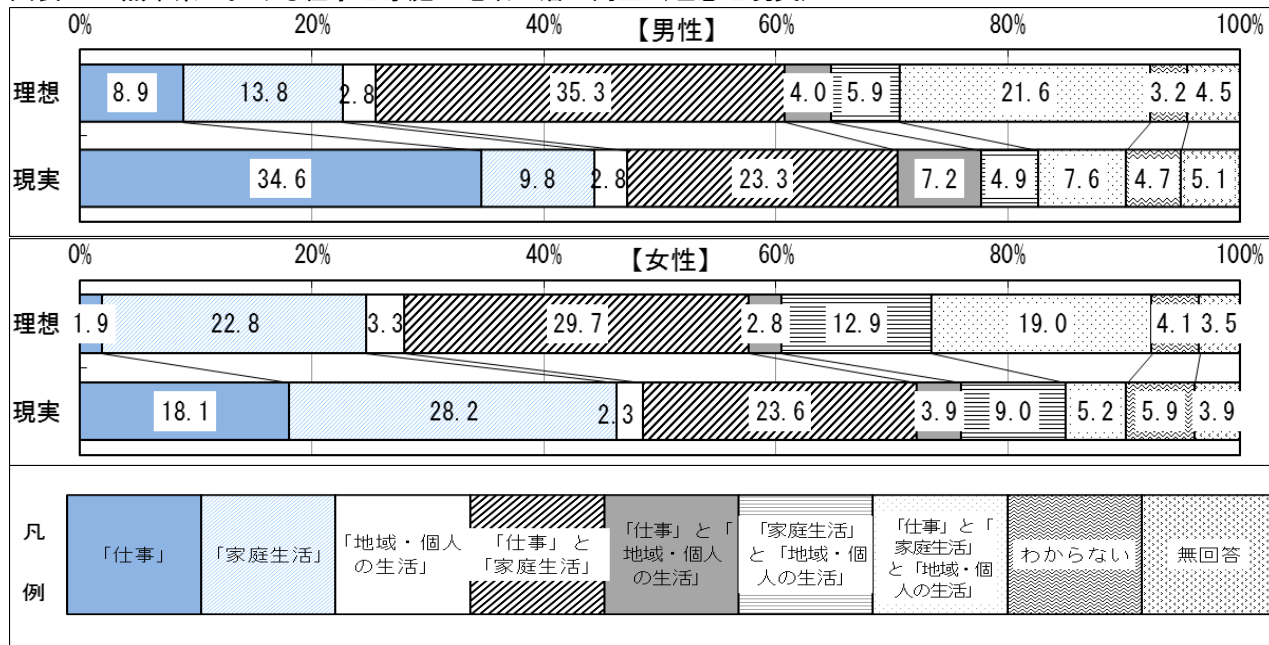
熊本県企画課「2016年県民アンケート調査」

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）

●仕事・家庭生活・地域生活を両立させた生活を理想としているが、現実には仕事又は家庭生活中心の生活を送っている

理想としては、仕事と家庭生活をともに優先する「複数の活動を両立させた生活」を送りたい人の割合が高いが、現実には、仕事又は家庭生活を優先しているなどの「単一の活動を優先した生活」を送っている人の割合が高い（図表 40）。

図表 40 熊本県における仕事と家庭・地域生活の両立（理想と現実）



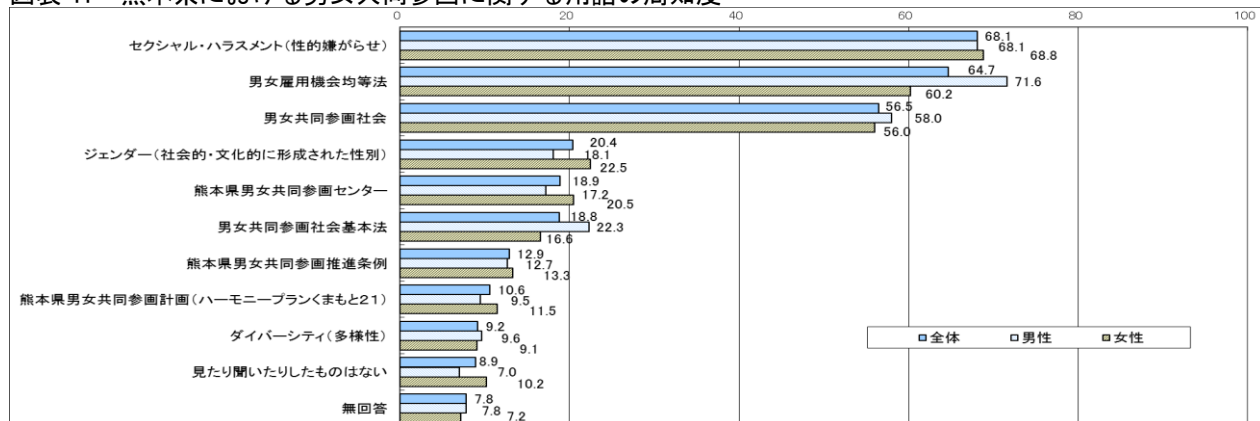
熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11 実施）」

(4) 「男女共同参画社会」に関する用語の周知度

●「男女共同参画社会」という用語を4割以上が知らず、条例、計画の認知も低い

本県における男女共同参画に関する用語の周知度は、前回調査時（H21.12 実施）と大きく変わらず、「セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」と回答した人の割合が68.1%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が64.7%、「男女共同参画社会」が56.5%と続いている。条例や計画についての周知度は10%前後であり、「見たり聞いたりしたものは1つもない」と回答した人の割合が8.9%もあった（図表 41）。

図表 41 熊本県における男女共同参画に関する用語の周知度



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査（H26.11 実施）」

2 教育における状況

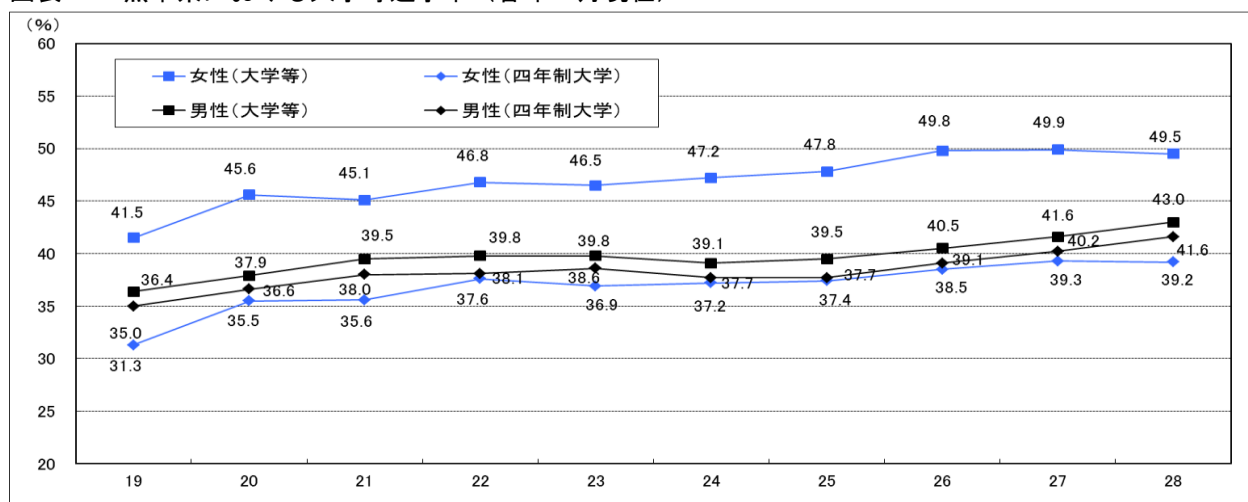
(1) 大学等進学率(※)

●大学等の進学率は、男性より女性が高い

本県の大学等への進学率は、女性が前年より0.4ポイント減の49.5%、男性は1.4ポイント増の43.0%であった。

また、四年制大学への進学率は、女性が前年より0.1ポイント減の39.2%、男性は1.4ポイント増の41.6%である(図表42)。

図表42 熊本県における大学等進学率(各年3月現在)



※大学等進学率=大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率(中等教育学校(後期課程)卒業者は含まず)

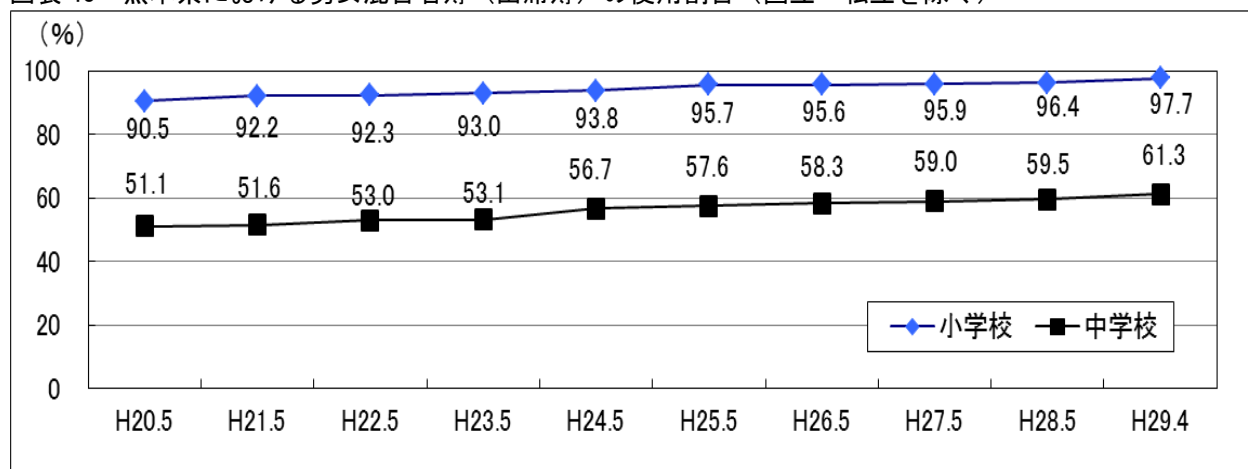
文部科学省「学校基本調査」

(2) 男女混合名簿(出席簿)の使用状況

●小学校の9割以上、中学校のおよそ6割で使用している

男女混合名簿の使用割合は、平成29年4月現在、小学校で97.7%、中学校で61.3%となっており、年々増加している(図表43)。

図表43 熊本県における男女混合名簿(出席簿)の使用割合(国立・私立を除く)



※義務教育学校は中学校に含む

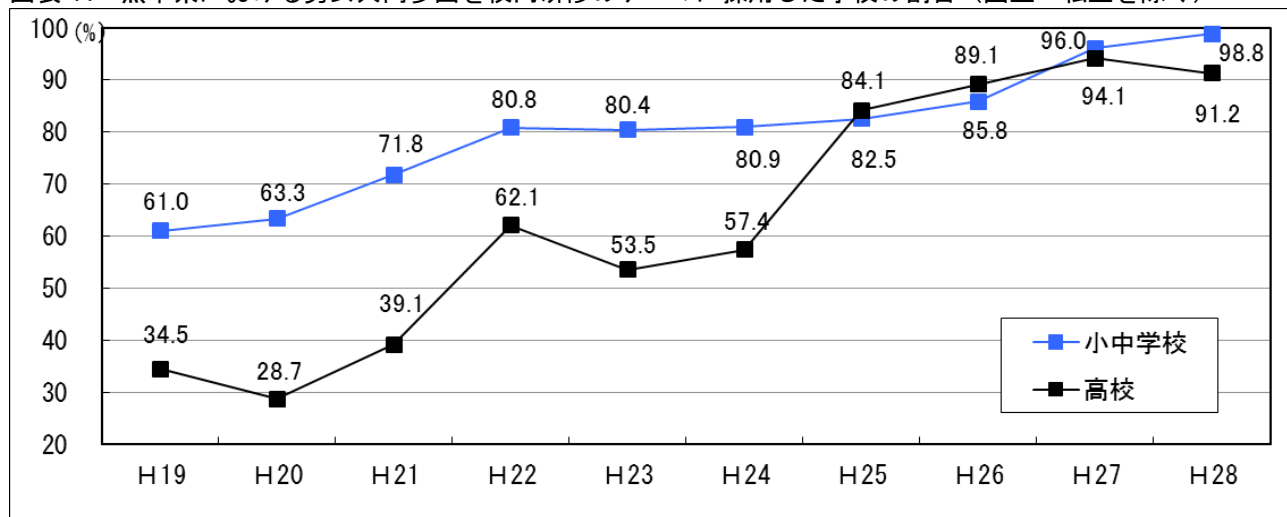
熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課調べ

(3) 男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校数

●小・中・高等学校ともに9割以上で実施

本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合は、小・中学校で98.8%、高校は91.2%であり、小・中学校、高等学校ともに9割以上の学校で実施した（図表44）。

図表 44 熊本県における男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校の割合（国立・私立を除く）



熊本県男女参画・協働推進課、教育庁義務教育課、高校教育課調べ

3 仕事と生活の両立の状況

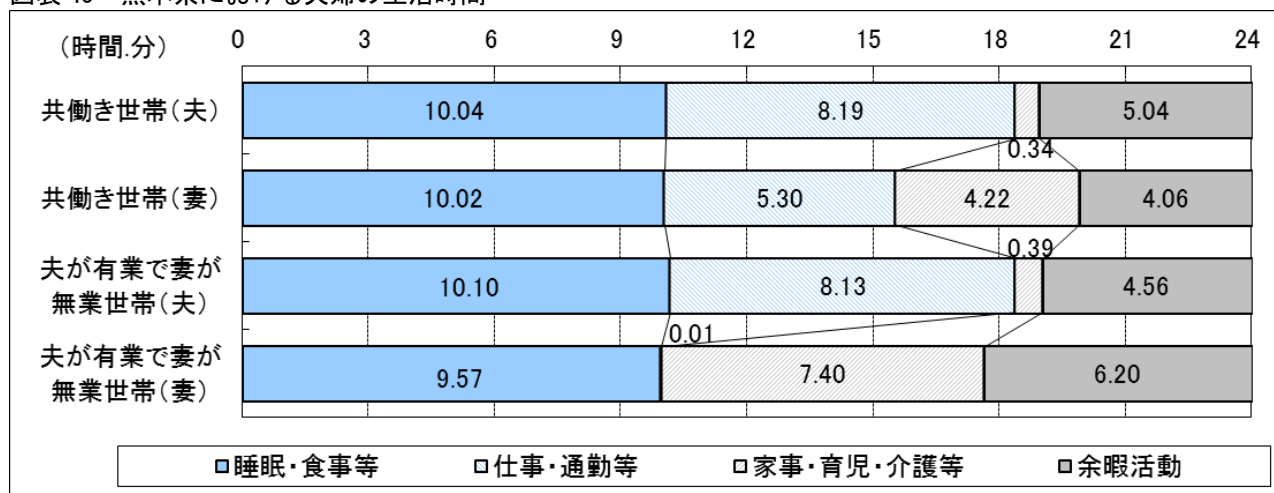
(1) 夫婦の生活時間

●家事・育児・介護は、就業の有無にかかわらず妻に偏る

家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が39分、妻が7時間40分である。また、共働き世帯であっても、夫が34分であるのに対し、妻は4時間22分と大きな差がある。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護などにかかる時間が妻と比べて著しく短いことを示している（図表45）。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がともに自立し、支えあう社会を実現することは重要である。

図表 45 熊本県における夫婦の生活時間



総務省「平成23年度社会生活基本調査」

(2) 県内事業所の状況

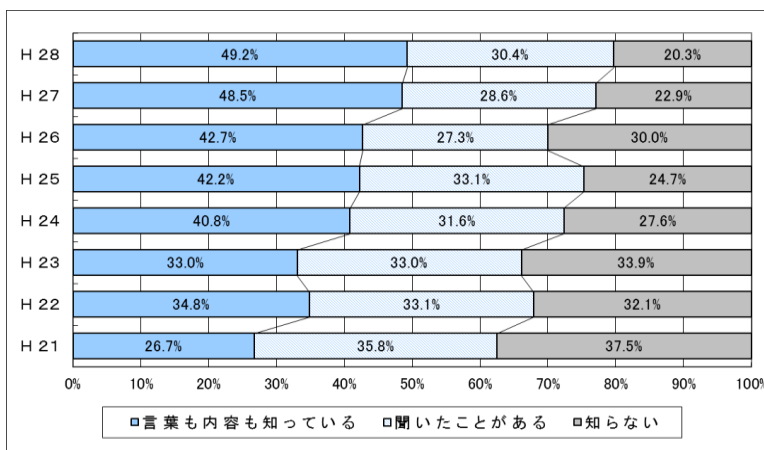
●ワーク・ライフ・バランスの認知状況は49.2%

平成28年のワーク・ライフ・バランスの認知状況は、「言葉も内容も知っている」は0.7ポイント増加の49.2%と過去最高となり、「知らない」は2.6ポイント減少の20.3%と過去最低となっている(図表46)。

※ワーク・ライフ・バランスとは・・・

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動に自ら希望するバランスで展開できる状態」を言います。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

図表46 ワーク・ライフ・バランスの認知状況(総数)



熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

●次世代育成支援対策推進法で義務付けられている一般事業主行動計画策定率は、ほぼ100%

平成28年末時点における従業員数101人以上の事業所では策定率99.8%となっている。一方で、策定が努力義務である従業員数100人以下の事業所からの策定届提出数は、296事業所となっている(図表47)。

図表47 一般事業主行動計画策定状況(事業所)(各年12月31日現在)

| 従業員数 | | H19 | H20 | H21 | H22 | 従業員数 | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 301人以上 | 策定率 | 97.0 | 100.0 | 98.4 | 95.3 | 101人以上 | 99.1 | 99.5 | 99.8 | 99.3 | 99.8 | 99.8 | |
| | 届出数 | (129/133) | (128/128) | (120/122) | (121/127) | | (565/570) | (559/562) | (562/563) | (561/565) | (544/545) | (547/548) | |
| 300人以下 | 届出数 | 116 | 205 | 286 | 374 | 100人以下 | 308 | 303 | 264 | 234 | 204 | 296 | |

※平成23年4月4日から、一般事業主行動計画策定・届出の義務づけ範囲が、従業員301人以上の事業所から従業員101人以上の事業所に拡充された。

厚生労働省「次世代育成支援対策取組状況」

【参考】次世代育成支援対策推進法

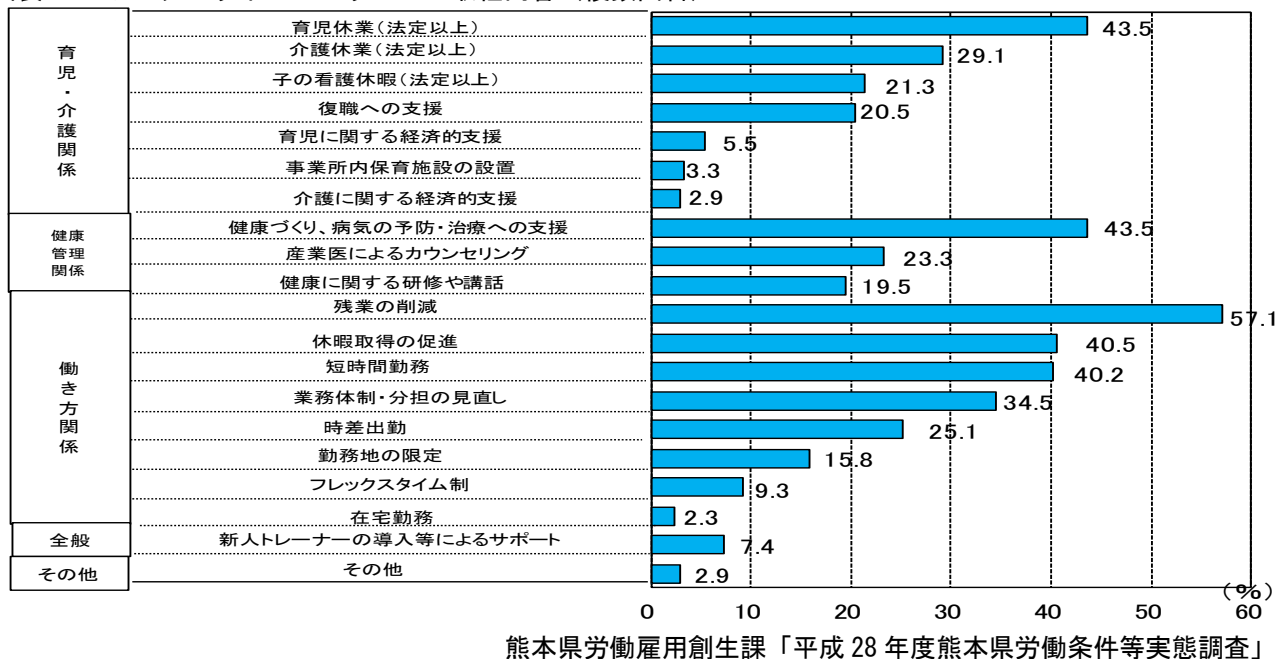
| 従業員 | 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化(H21.4.1施行) | | | 行動計画の届出義務企業の拡大(H23.4.1施行) | |
|------------|---------------------------------|-----------|-----------|---------------------------|-----------|
| | H21.4.1前 | H21.4.1以降 | H23.4.1以降 | H23.4.1前 | H23.4.1以降 |
| 301人以上 | 規定なし | 義務 | 義務 | 義務 | 義務 |
| 101人から300人 | | 努力義務 | 義務 | 努力義務 | 義務 |
| 100人以下 | | | 努力義務 | 努力義務 | |

※平成17年4月～平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、平成37年3月31日まで10年間延長された。

●残業の削減、57.1%の事業所で取組

県内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組内容については、「残業の削減」が57.1%と最も高く、次いで「育児休業（法定以上）」が43.5%、「健康づくり、病気の予防・治療への支援」が43.5%となっている（図表48）。

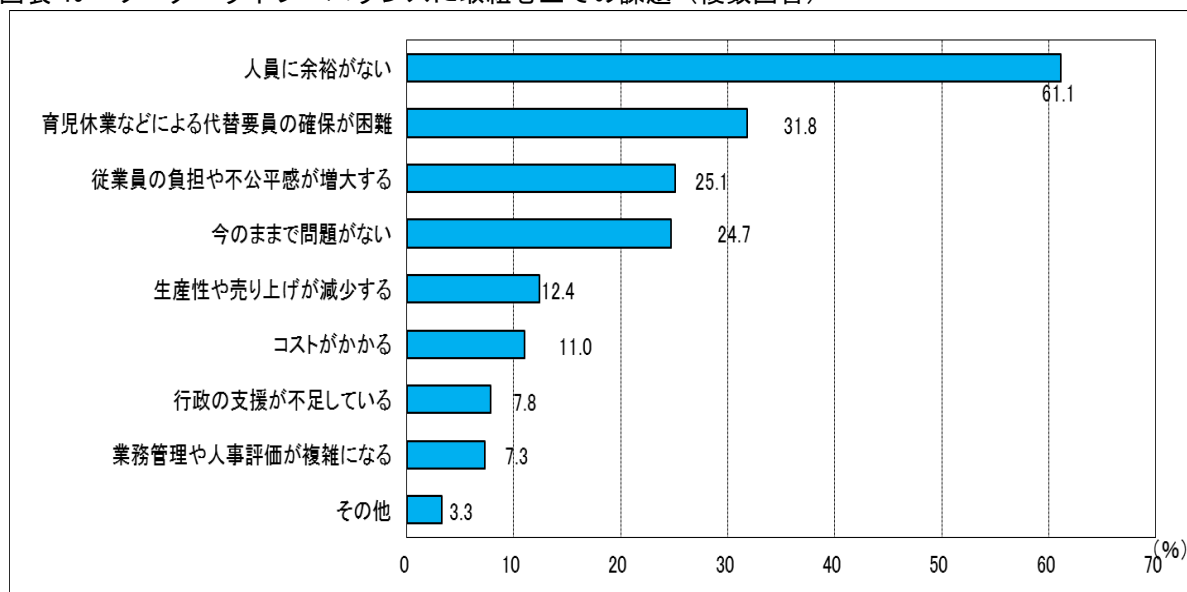
図表48 ワーク・ライフ・バランスの取組内容（複数回答）



●ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、さらなる意識の啓発や代替要員等の問題を解決する必要がある

ワーク・ライフ・バランスに取り組む上での課題では、「人員に余裕がない」が61.1%と最も高く、次いで「育児休業などによる代替要員の確保が困難」が31.8%となっている。今後は、意識啓発にとどまらず、代替要員等の職場環境を改善していくことが重要である（図表49）。

図表49 ワーク・ライフ・バランスに取り組む上での課題（複数回答）

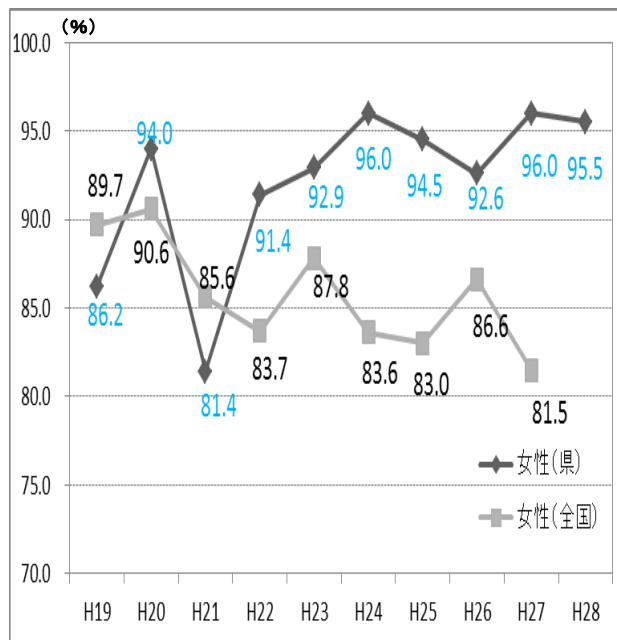


(3) 育児休業

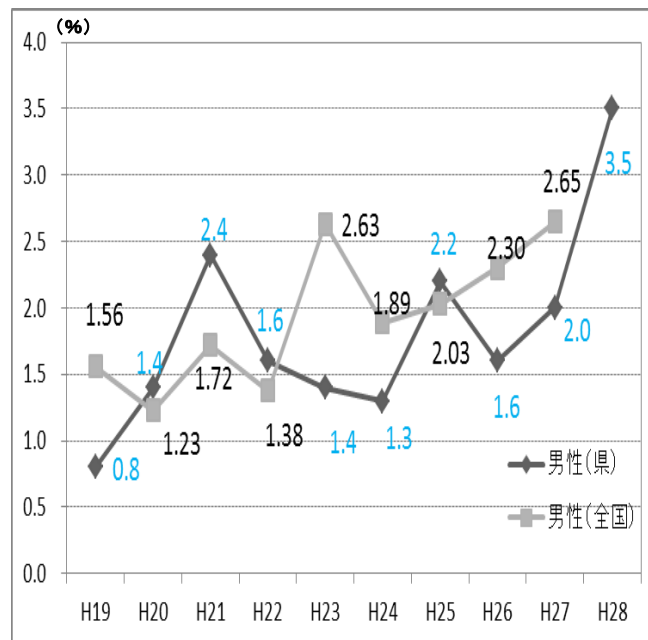
●育児休業取得率は女性9割超、男性は1.5ポイント増加したが、依然として低い

平成28年の本県の育児休業取得率は、女性は前年より0.5ポイント減少したが、90%台を維持している。男性は1.5ポイント増加したものの3.5%であり、極めて低い状態が依然として続いている（図表50・51）。

図表50 育児休業取得率（女性）



図表51 育児休業取得率（男性）



※全国の数値は、平成28年の調査結果が出ていないため空欄としている

全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」、熊本県：熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

(4) 子育て支援

●子育て支援に関するさらなる充実が必要である

通常保育定員数は年々増加し、保育所入所待機児童数は平成28年度は前年度より減少した。

また、男女がともに働き続けるために必要となる延長保育事業実施箇所数や放課後児童クラブ実施箇所数は増加傾向にあるが、今後継続して、子育て支援に関する様々なサービスの充実が重要である（図表52）。

図表52 子育て支援に関する主な指標（熊本市も含む）

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所入所待機児童数 | 83 | 104 | 93 | 141 | 194 | 396 | 582 | 678 | 659 | 233 |
| 通常保育定員数 | 44,215 | 44,485 | 44,600 | 45,125 | 45,920 | 46,649 | 47,494 | 48,189 | 57,230 | 61,524 |
| 延長保育事業実施箇所数 | 486 | 493 | 489 | 510 | 507 | 521 | 528 | 547 | 496 | 556 |
| 休日保育事業実施箇所数 | 24 | 26 | 23 | 23 | 22 | 25 | 23 | 36 | —※2 | —※2 |
| ファミリーサポートセンター実施箇所数 | 19 | 19 | 22 | 24 | 25 | 26 | 27 | 27 | 27 | 29 |
| 病児・病後児保育事業実施箇所数※1 | 13 | 15 | 18 | 22 | 22 | 25 | 26 | 28 | 31 | 32 |
| 放課後児童クラブ実施箇所数 | 281 | 289 | 298 | 312 | 319 | 329 | 333 | 341 | 409 | 414 |

※1 平成19年度は、施設型病後児保育事業実施箇所数

※2 平成27年度から子ども子育て支援新制度が施行され、休日保育事業実施箇所数に関しては、休日保育の事業としての実施はなくなり、施設型給付の中で費用の補助をすることとなったため、事業箇所数の把握不可。

熊本県子ども未来課調べ

Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

ドメスティック・バイオレンス（DV）などの女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が依然として後を絶たない。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済及び自立支援策の充実が求められている。

DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年1月3日施行）で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

ここでは、熊本県における女性の人権をめぐる状況を中心にみていく。

ポイント

- 1 県内の主な相談窓口におけるDV相談件数は4,623件となり、過去最高となった。
- 2 男性の自殺者数は女性の約3.1倍、40歳以上の男性自殺者が自殺者全体の約59%を占めている。
- 3 児童虐待相談件数は前年と横ばいの1,090件となった。

1 女性に対する暴力の状況

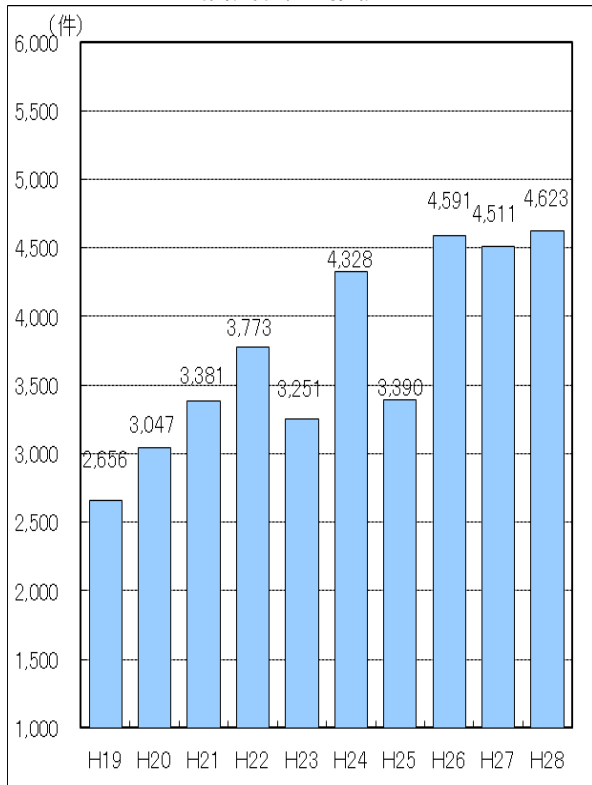
(1) DV（ドメスティック・バイオレンス）

●DV相談件数が過去最高

県内の主な相談窓口におけるDV相談延べ件数の合計は、前年からさらに増加し、4,623件と過去最高となった（図表53）。

相談窓口別に見ると、各市福祉事務所相談件数が過去最多となっている（図表54）。

図表53 熊本県内の主な相談窓口におけるDV相談件数の推移



熊本県男女参画・協働推進課調べ

図表54 熊本県内の主な相談窓口別DV相談延べ件数

| | 熊本県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター） | 県女性総合相談室（くまもと県民交流館） | 県警各警察署対応分も含む（※1、※2） | 女性の権利ホットライン（※1） | 熊本市男女共同参画センター（総合相談室） | 各市福祉事務所 | 県地域振興局 | 合計 |
|-----|----------------------------|---------------------|---------------------|-----------------|----------------------|---------|--------|-------|
| H19 | 1,074 | 70 | 220 | 155 | 257 | 739 | 141 | 2,656 |
| H20 | 1,319 | 54 | 241 | 146 | 255 | 907 | 135 | 3,047 |
| H21 | 1,147 | 35 | 298 | 158 | 215 | 1,386 | 142 | 3,381 |
| H22 | 1,082 | 84 | 334 | 155 | 165 | 1,813 | 140 | 3,773 |
| H23 | 1,065 | 74 | 304 | 103 | 79 | 1,508 | 118 | 3,251 |
| H24 | 1,138 | 88 | 421 | 55 | 122 | 2,392 | 112 | 4,328 |
| H25 | 896 | 81 | 390 | 118 | 167 | 1,646 | 92 | 3,390 |
| H26 | 1,015 | 47 | 773 | 108 | 156 | 2,402 | 90 | 4,591 |
| H27 | 990 | 49 | 781 | 80 | 114 | 2,351 | 146 | 4,511 |
| H28 | 885 | 41 | 626 | 76 | 100 | 2,812 | 83 | 4,623 |

※1 暦年集計

※2 新規認知事案件数

熊本県男女参画・協働推進課調べ

●DV事案対応件数は依然として高い水準にある

平成28年に熊本県警が対応したDV事案件数は、626件で前年に比べ減少したが、依然として多い。

また、裁判所からの保護命令通知件数も、前年に比べ減少している（図表55）。

図表55 熊本県警察本部におけるDV事案対応状況

| | 対応件数 | 書面提出要求※1 | 裁判所からの保護命令通知 | | | | | 裁判所からの保護命令通知違反検挙 | | | | | 他法令検挙 |
|-----|------|----------|--------------|-------------|-----------------|---------------|----|------------------|-------------|-----------------|---------------|-----|-------|
| | | | 被害者への接近禁止 | 被害者の子への接近禁止 | 被害者の親族等への接近禁止※2 | 被害者への電話等の禁止※2 | 退去 | 被害者への接近禁止 | 被害者の子への接近禁止 | 被害者の親族等への接近禁止※2 | 被害者への電話等の禁止※2 | 退去 | |
| H19 | 196 | 39 | 42 | 30 | - | - | 10 | 0 | 0 | - | - | 0 | 8 |
| H20 | 267 | 59 | 62 | 46 | 17 | 54 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | |
| H21 | 269 | 54 | 52 | 30 | 21 | 49 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 10 | |
| H22 | 340 | 55 | 47 | 28 | 19 | 43 | 15 | 1 | 0 | 0 | 0 | 32 | |
| H23 | 291 | 48 | 41 | 23 | 23 | 41 | 10 | 0 | 0 | 1 | 0 | 34 | |
| H24 | 421 | 59 | 50 | 27 | 30 | 49 | 12 | 1 | 0 | 1 | 0 | 37 | |
| H25 | 390 | 51 | 49 | 26 | 25 | 48 | 14 | 1 | 0 | 0 | 0 | 25 | |
| H26 | 773 | 61 | 55 | 37 | 29 | 55 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 | 122 | |
| H27 | 781 | 90 | 73 | 43 | 22 | 69 | 20 | 1 | 0 | 0 | 0 | 127 | |
| H28 | 626 | 56 | 55 | 33 | 15 | 53 | 16 | 1 | 0 | 0 | 1 | 163 | |

※1 警察が裁判所から「申立人が相談した際の状況等を記載した書面」の提出を求められた件数

※2 改正DV防止法（H20.1.11施行）により「親族等への接近禁止」「電話等の禁止」追加

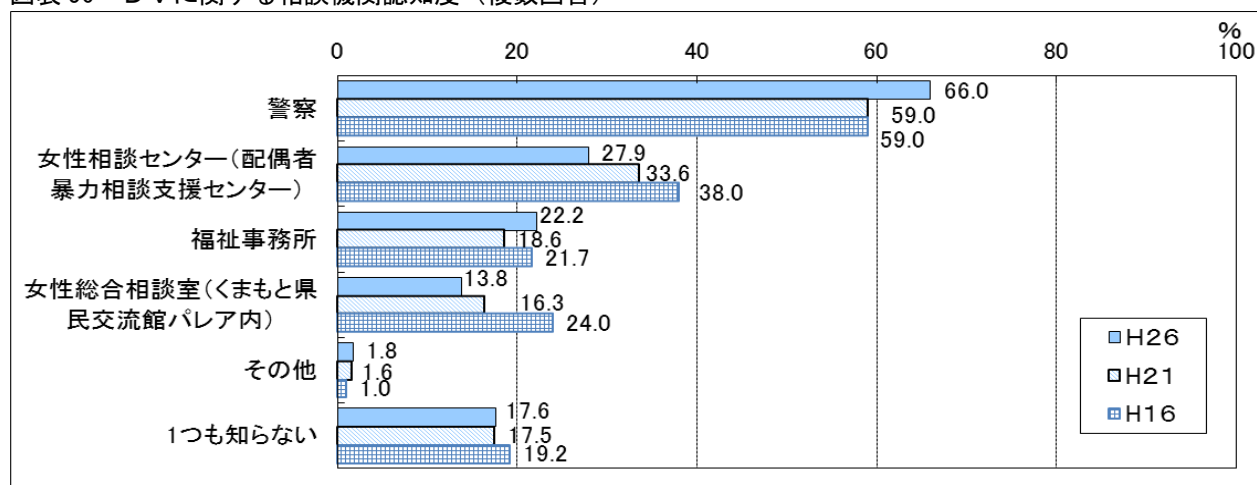
熊本県警察本部生活安全企画課調べ

●DVに関する相談機関の認知度は、警察が66.0%で突出して1位

県内のDV相談機関の認知度調査では、警察が前回調査（H21.12実施）より7.0ポイント増加の66.0%で突出して1位となり、次いで女性相談センターが5.7ポイント減の27.9%、福祉事務所は3.6ポイント増の22.2%となった。

一方で、17.6%の人が相談機関を「1つも知らない」と回答しており、誰にも相談できずに悩む被害者がいなくなるよう、相談機関の周知に一層取り組む必要がある（図表56）。

図表56 DVに関する相談機関認知度（複数回答）



熊本県男女参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」（H26.11実施）

(2) ストーカー・性犯罪

●ストーカー認知件数、性犯罪認知件数ともに減少

ストーカーの認知件数は292件と前年の445件に比べ153件減少し、性犯罪の認知件数も68件で、前年より15件減少している（図表57）。

図表57 熊本県警察本部におけるストーカー事案・性犯罪（強姦罪と強制わいせつ罪）対応状況

・ストーカー事案

| 年 | 認知件数 | 警告 | 仮の命令 (※) | 禁止命令 | 検挙件数 | | | |
|-----|------|----|-------------|------|------|-----|-----|----|
| | | | | | 命令違反 | 行為罪 | 他法令 | |
| H19 | 165 | 4 | 0 | 0 | 13 | 0 | 3 | 10 |
| H20 | 154 | 8 | 0 | 0 | 10 | 0 | 1 | 9 |
| H21 | 168 | 5 | 0 | 0 | 18 | 0 | 3 | 15 |
| H22 | 162 | 7 | 0 | 0 | 17 | 0 | 5 | 12 |
| H23 | 132 | 6 | 0 | 1 | 10 | 0 | 3 | 7 |
| H24 | 203 | 11 | 0 | 0 | 25 | 0 | 3 | 22 |
| H25 | 220 | 11 | 0 | 1 | 18 | 0 | 3 | 15 |
| H26 | 413 | 19 | 0 | 1 | 26 | 0 | 3 | 23 |
| H27 | 445 | 23 | 0 | 1 | 43 | 0 | 3 | 40 |
| H28 | 292 | 16 | 0 | 0 | 29 | 0 | 2 | 27 |

・性犯罪

| 年 | 認知件数 | 検挙件数 |
|-----|------|------|
| H19 | 109 | 75 |
| H20 | 110 | 77 |
| H21 | 105 | 81 |
| H22 | 67 | 45 |
| H23 | 73 | 43 |
| H24 | 67 | 51 |
| H25 | 106 | 73 |
| H26 | 91 | 70 |
| H27 | 83 | 70 |
| H28 | 68 | 59 |

※仮の命令：緊急を要する場合に聴聞手続きを経ずに発する命令

熊本県警察本部生活安全企画課調べ

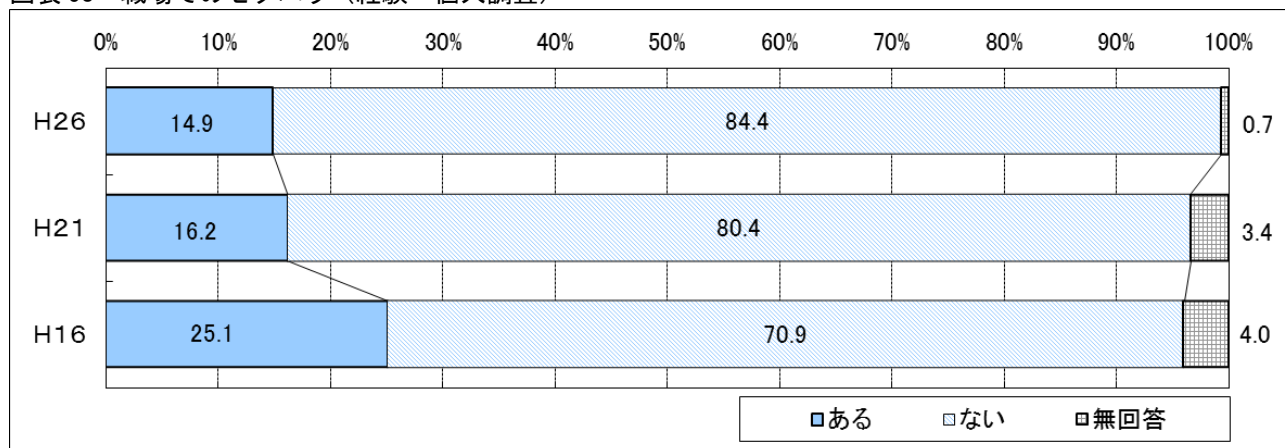
熊本県警察本部刑事企画課調べ

(3) セクシュアル・ハラスメント

●職場でセクハラを受けた経験「ある」が14.9%

平成26年調査時点において、熊本県内の事業所で「職場でセクハラを受けた経験のある女性」の割合は14.9%で、10年前の調査より4割近く減少しているものの、前回調査（H21）からは微減にとどまり、依然セクハラ事象が起きている（図表58）。

図表58 職場でのセクハラ（経験・個人調査）



熊本県労働雇用創生課「熊本県女性労働実態調査」

2 自殺、児童虐待の状況

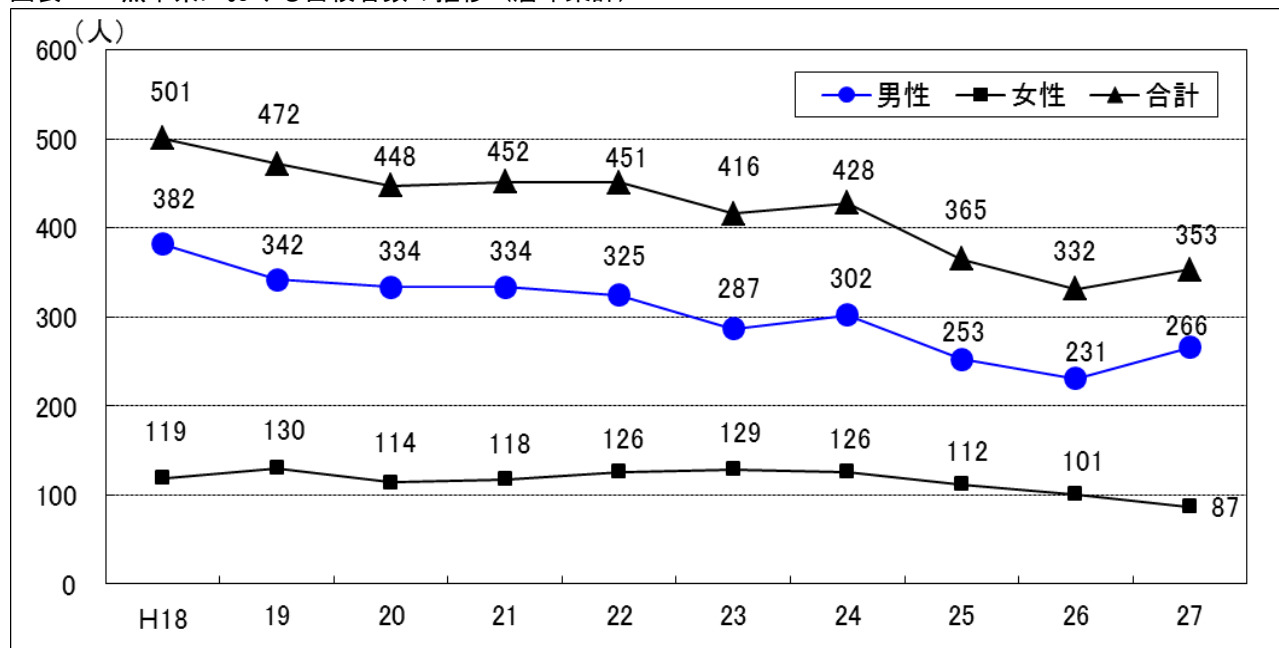
(1) 自殺者の推移

●男性が女性の約3.1倍

本県における平成27年の自殺者数は353人で、前年と比べると女性は減少したが、男性は増加しており、男性は女性の約3.1倍となっている。

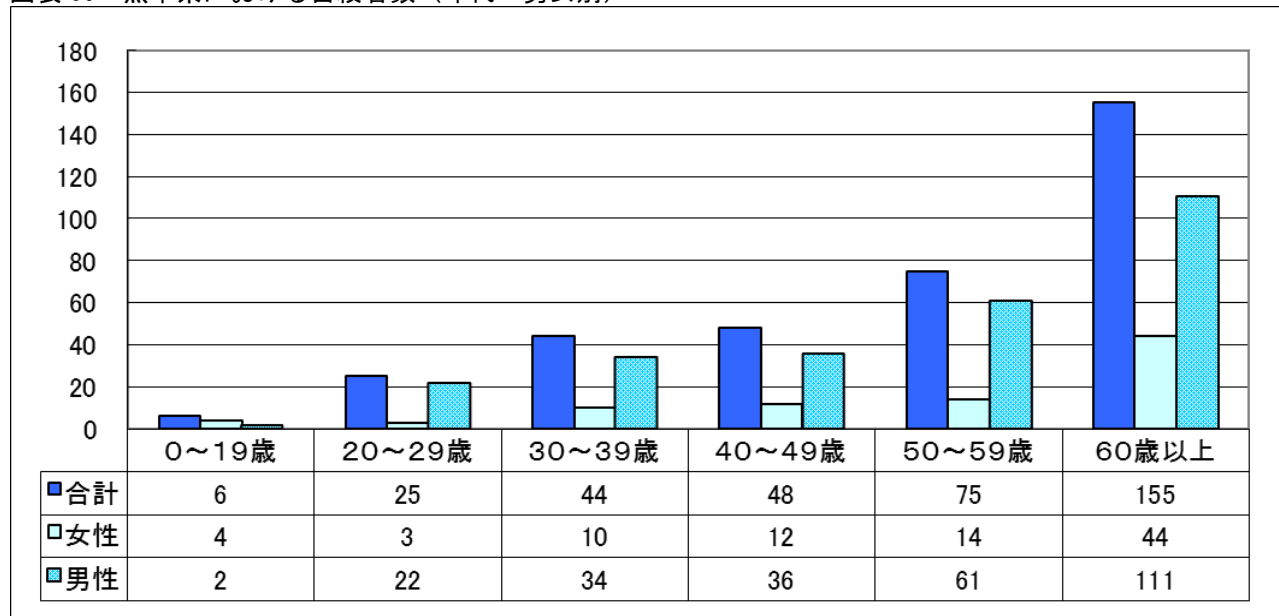
また、40歳以上の男性自殺者が、自殺者全体の約59%を占めている（図表59・60）。

図表59 熊本県における自殺者数の推移（暦年集計）



熊本県障がい者支援課調べ

図表60 熊本県における自殺者数（年代・男女別）



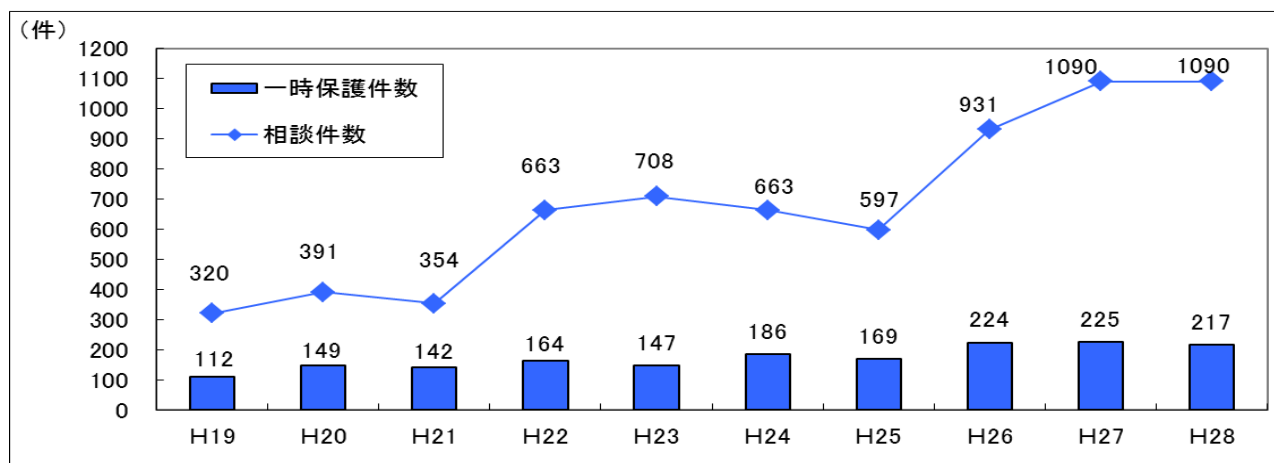
熊本県障がい者支援課調べ

(2) 児童虐待相談件数の推移

●県内の児童虐待相談件数は、高い水準で推移

平成 28 年に本県の児童相談所に寄せられた相談件数は 1,090 件で、前年と同数となっている（図表 61）。

図表 61 熊本県における児童虐待相談件数の推移



※熊本県中央児童相談所、八代児童相談所、熊本市児童相談所（H22～）の合計件数

熊本県子ども家庭福祉課調べ

3 女性の健康の状況

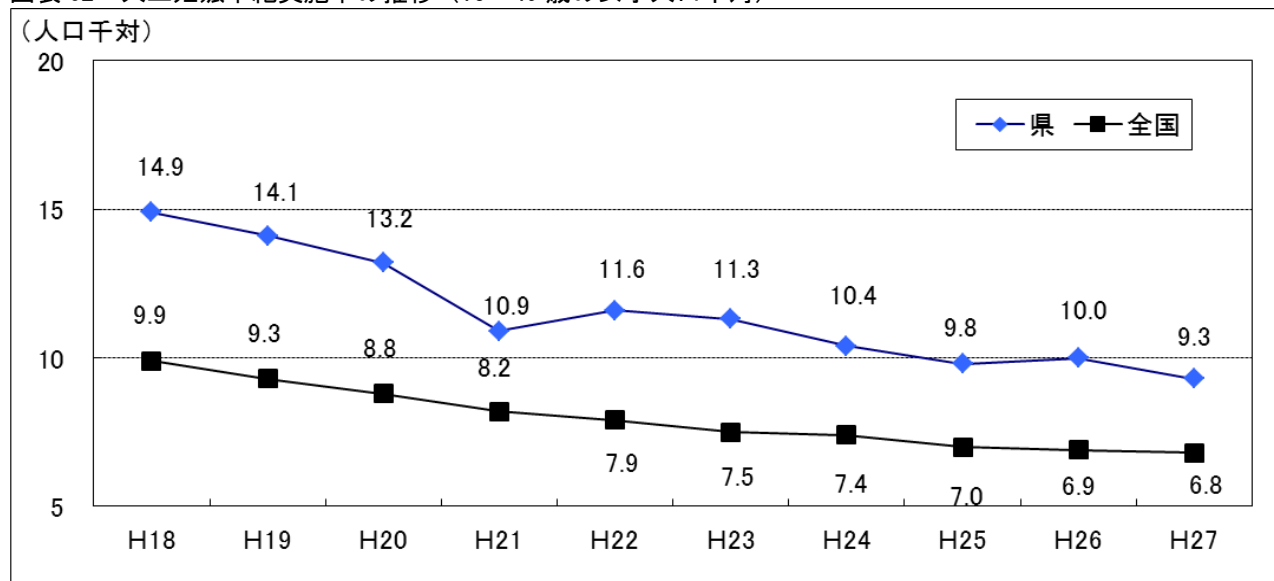
(1) 人工妊娠中絶件数・実施率

●人工妊娠中絶実施率は、全国平均を一貫して上回っている

本県の平成 27 年度人工妊娠中絶実施率（15～49 歳の女子人口千対）は 9.3%と前年より 0.7 ポイント減少したが、平成 18 年から一貫して、全国平均を上回っている（図表 62・63）。

人工妊娠中絶は、女性の心とからだに大きな影響を与えることから、未然に防ぐために若いうちからの正しい性の知識の普及啓発が必要である。

図表 62 人工妊娠中絶実施率の推移（15～49 歳の女子人口千対）



厚生労働省「衛生行政報告例」

図表 63 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の件数と実施率

| | | 総数 | 20歳未満 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 |
|---------------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 熊本県 | 3,148 | 349 | 672 | 628 | 673 | 563 | 244 | 19 |
| | 全国 | 176,388 | 16,113 | 39,430 | 35,429 | 35,884 | 31,765 | 16,368 | 1,340 |
| 実施率 (人口千対) | 熊本県 | 9.3 | 8.5 | 17.6 | 14.6 | 13.7 | 10.4 | 4.2 | 0.4 |
| | 全国 | 6.8 | 5.5 | 13.5 | 11.2 | 10.0 | 7.7 | 3.4 | 0.3 |
| | 差 | 2.5 | 3.0 | 4.1 | 3.4 | 3.7 | 2.7 | 0.8 | 0.1 |

厚生労働省「平成 27 年衛生行政報告例」

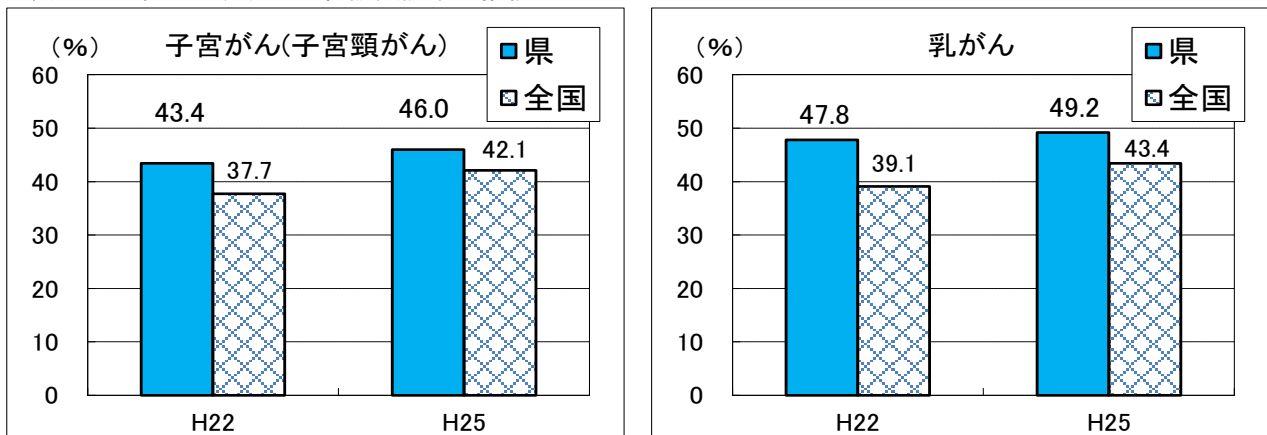
(2) 子宮がん(子宮頸がん)、乳がんの検診受診率・死亡率

●子宮がん(子宮頸がん)、乳がんの検診受診率は共に全国平均を上回る

平成 25 年の本県における子宮がん(子宮頸がん)検診受診率は 46.0%、乳がんの検診受診率は 49.2%と、平成 22 年よりも高くなり、全国平均を上回る状況であり、県目標の 50% (平成 29 年度まで) に近づきつつある(図表 64)。

子宮がんの死亡率は、全国平均を下回ったが、逆に、乳がんの死亡率は全国平均を上回った(図表 65)。

図表 64 子宮がん、乳がん検診受診率の推移



※子宮がん検診は H25 調査から子宮頸がん検診として調査している。

※対象：子宮頸がん(20～69 歳) 乳がん(40～69 歳) 共に過去 2 年間に受診したことがある女性

厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表 65 子宮がん、乳がんの死亡率

| | 子宮がん(女性人口10万人対) | | 乳がん(女性人口10万人対) | |
|-------|-----------------|-----|----------------|-----|
| | 熊本県の死亡率及び順位 | 全国 | 熊本県の死亡率及び順位 | 全国 |
| 平成18年 | 12.4 | 1位 | 16.2 | 30位 |
| 平成19年 | 10.5 | 3位 | 15.9 | 27位 |
| 平成20年 | 9.8 | 14位 | 18.0 | 17位 |
| 平成21年 | 9.2 | 19位 | 18.1 | 22位 |
| 平成22年 | 10.2 | 14位 | 17.5 | 35位 |
| 平成23年 | 11.1 | 7位 | 19.0 | 23位 |
| 平成24年 | 10.5 | 13位 | 17.6 | 36位 |
| 平成25年 | 9.2 | 31位 | 21.2 | 13位 |
| 平成26年 | 11.6 | 8位 | 20.5 | 22位 |
| 平成27年 | 9.7 | 28位 | 21.5 | 14位 |

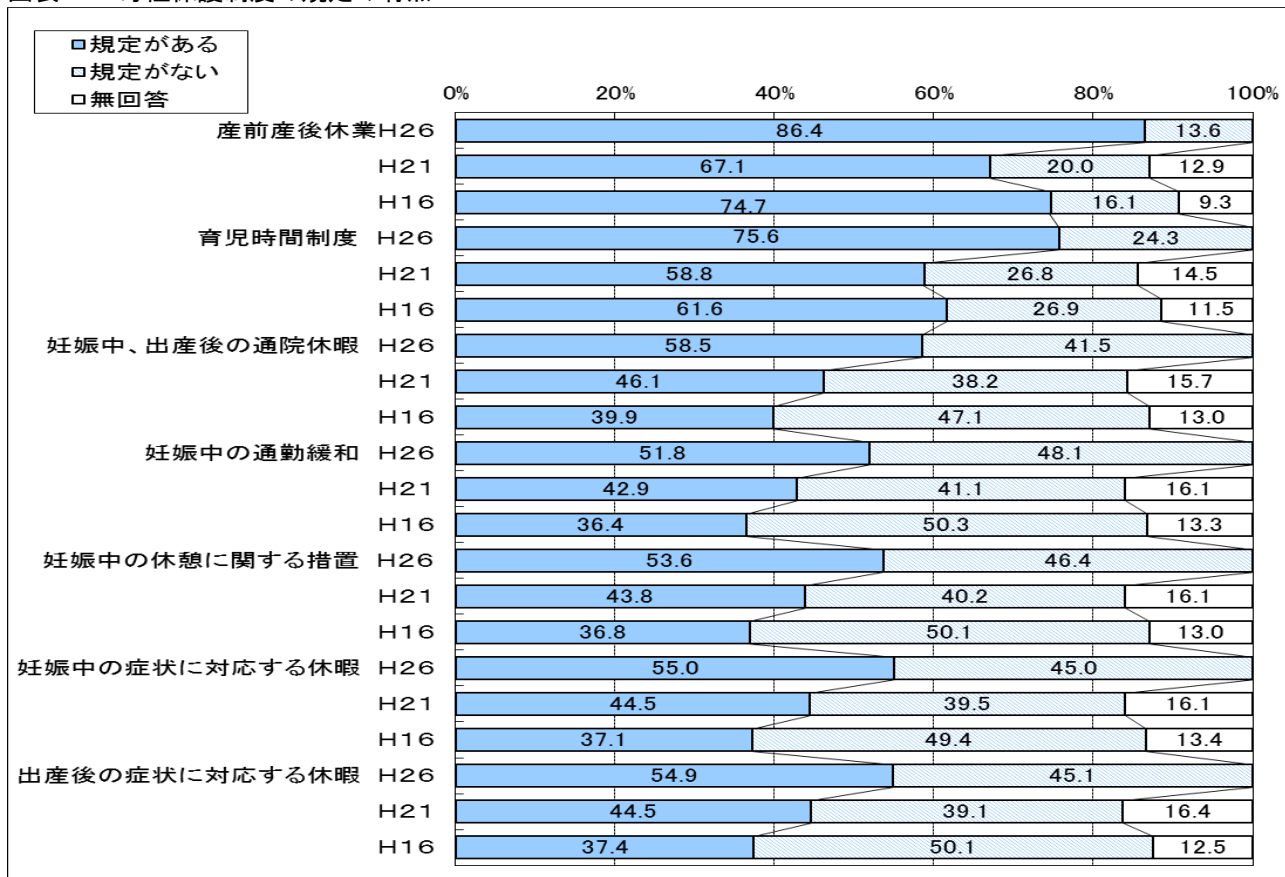
厚生労働省「人口動態調査」

(3) 母性保護制度の規定率

●すべての制度で「規定あり」が過半数超

平成 26 年調査では、すべての制度について就業規則等で規定している事業所割合が過半数を超えた。特に、「産前産後休業」については、規定があると答えた事業所が 86.4%と前回調査より 19.3 ポイント増加した（図表 66）。

図表 66 母性保護制度の規定の有無



熊本県労働雇用創生課「熊本県女性労働実態調査」

4 地域の防災力における状況

(1) 地域の防災における女性の参画状況

●消防団員に占める女性の割合は依然として低い

平成 29 年 4 月 1 日現在、消防団員に占める女性の割合は、前年と横ばいで 2.3%となっており、依然として低い状況にある（図表 67）。男女双方の視点を反映した防災体制の整備が必要である。

図表 67 消防団員における女性割合

| | 調査時点 | 全体(人) | うち女性(人) | 女性の割合 | 備考 |
|------|-----------|--------|---------|-------|----------------|
| 消防団員 | H20.4.1現在 | 35,342 | 513 | 1.4% | 熊本県消防保安課 調べ |
| | H21.4.1現在 | 34,970 | 531 | 1.5% | |
| | H22.4.1現在 | 35,078 | 576 | 1.6% | |
| | H23.4.1現在 | 34,774 | 603 | 1.7% | |
| | H24.4.1現在 | 34,557 | 626 | 1.8% | |
| | H25.4.1現在 | 34,417 | 637 | 1.9% | |
| | H26.4.1現在 | 34,574 | 725 | 2.1% | |
| | H27.4.1現在 | 34,369 | 764 | 2.2% | |
| | H28.4.1現在 | 34,135 | 777 | 2.3% | |
| | H29.4.1現在 | 33,539 | 774 | 2.3% | |

IV 推進体制の充実・連携強化

男女共同参画社会づくりを着実に進展させるためには、住民に一番身近で重要な役割を果たす市町村と県が連携体制を強化し、各種施策に取り組んでいく必要がある。

また、行政間の連携だけではなく、男女共同参画社会の実現に向けて自主的に活動を展開している各種団体を支援し、連携・協働を進めていく必要がある。

ここでは、市町村や県民、NPO等の団体との協働による取組状況などについてみていく。

ポイント

- 1 男女共同参画計画の策定状況は77.8%となった。
- 2 男女共同参画推進団体数は31団体である。

1 市町村の取組状況

(1) 推進体制の整備状況

男女共同参画宣言を行った市町村は11市町である（図表68）。

県内市町村における男女共同参画社会の推進体制の進捗状況は、

- ・ 条例制定率 44.4%（45市町村中、20市町村制定）
- ・ 男女共同参画計画策定率 77.8%（45市町村中、35市町村策定）
- ・ 庁内推進会議設置率 77.8%（45市町村中、35市町村設置）
- ・ 民間有識者による審議機関（懇話会等）設置率 91.1%（45市町村中、41市町村設置）
- ・ 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 100.0%（全市町村策定）

となっている（図表69）。

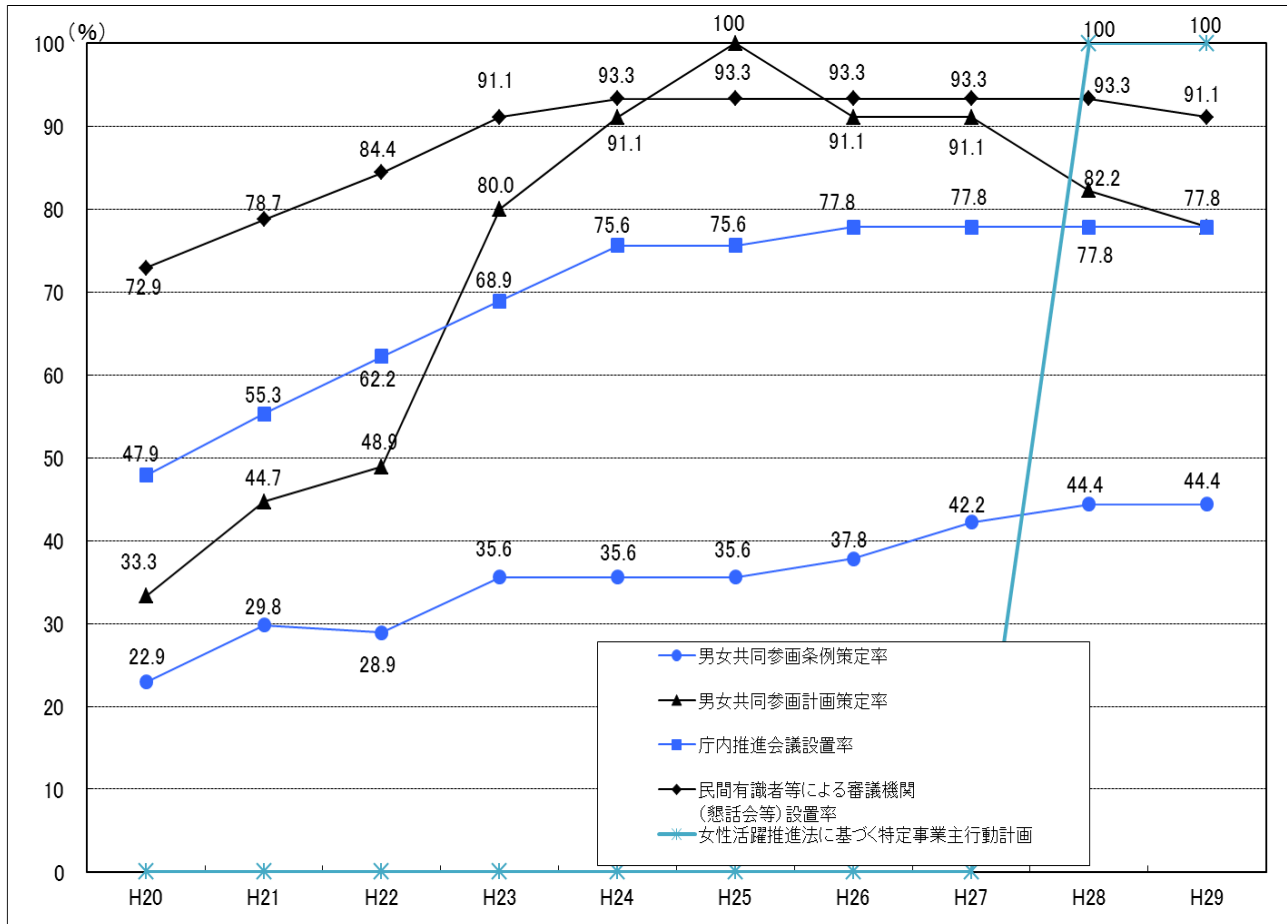
図表68 熊本県の男女共同参画宣言都市（平成29年4月1日現在）

| 宣言年度 | 市町村名 | 備考 |
|------|------|-----------|
| H7 | 旧八代市 | 合併前に宣言 |
| H15 | 旧菊池市 | 合併前に宣言 |
| H16 | 荒尾市 | H17.1.29 |
| H17 | 水俣市 | H17.11.20 |
| H18 | 天草市 | H19.2.17 |
| H19 | 宇城市 | H19.11.21 |
| | 合志市 | H20.1.26 |
| H20 | 上天草市 | H21.1.24 |
| H21 | 八代市 | H21.6.19 |
| | 益城町 | H21.9.15 |
| H22 | 菊池市 | H22.11.20 |
| | 大津町 | H23.2.6 |
| H23 | 菊陽町 | H24.1.28 |

※男女共同参画宣言都市とは

男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成することを目的として、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりへの取組みを行うことを宣言した都市。

図表 69 市町村の取組状況



熊本県男女参画・協働推進課調べ

2 県民、NPO等との協働による取組状況

(1) 男女共同参画推進団体数

●推進団体数は31団体

本県では、誰もがその個性と能力を發揮できる住みやすい熊本づくりのため、男女共同参画をはじめとするダイバーシティ（多様性）を推進する取組を行っている。

「男女共同参画推進団体」はその趣旨に賛同し、男女共同参画をはじめとするダイバーシティへの意識をもって活動する団体であり、平成29年3月末現在で31団体を登録している。